

令和元年12月

中札内村議会定例会会議録

令和元年12月6日（金曜日）

◎出席議員（7名）

1番	欠員	2番	中西千尋君
3番	黒田和弘君	4番	大和田彰子君
5番	北嶋信昭君	6番	船田幸一君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	高橋雅人君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	川尻年和君
住民課長	坂村暢一君	福祉課長	高島啓至君
施設課長	成沢雄治君	中札内 消防署長	山澤康宏君
総務課 課長補佐	渡辺大輔君	住民課 課長補佐	角玄光代君
産業課 課長補佐	氏家佑介君		

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 阿部雅行君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 中道真也君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 岩崎孝哉君 書記 木村優子君

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		閉会中の所管事務調査報告
日程第6		閉会中の村内所管事務調査報告
日程第7		村政及び教育行政執行状況報告
日程第8	請願第2号	日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書の採択を求める請願
日程第9	報告第7号	損害賠償額の決定についての専決処分の報告について
日程第10	報告第8号	平成30年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について
日程第11	議案第58号	中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第59号	中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第60号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第61号	第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第15	議案第62号	第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
日程第16	議案第63号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第64号	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第65号	職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第66号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第67号	中札内村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第68号	中札内村税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第69号	中札内村出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第70号	中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24	議案第71号	中札内村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第72号	中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第73号	中札内村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第74号	中札内村普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第75号	中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第76号	中札内村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第77号	中札内村児童館に係る指定管理者の指定について
日程第31	議案第78号	上札内交流館に係る指定管理者の指定について
日程第32	議案第79号	令和元年度中札内村一般会計補正予算について
日程第33	議案第80号	令和元年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第34	議案第81号	令和元年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第35	議案第82号	令和元年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第36	議案第83号	令和元年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

◎開会宣告

- 議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は7人です。
定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年12月中札内村議会定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番船田議員と7番宮部議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

- 議長（中井康雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。
議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。
委員長の報告を求めます。
宮部議会運営委員会委員長。

（宮部修一議会運営委員会委員長登壇）

- 議会運営委員会委員長（宮部修一君） おはようございます。
令和元年中札内村議会12月定例会について、11月29日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いましたので、内容をご報告いたします。
今定例会への村長提案は、報告が2件、議案が26件で、報告は、損害賠償額の決定についての専決処分の報告と教育委員会の活動状況点検・評価の報告についてであり、議案については、条例の制定が2件、条例の一部改正が17件、指定管理者の指定についてが2件、一般会計及び特別会計の補正予算が5件となっており、そのほか、行政執行状況報告がなされます。
議会提案等では、諸般の報告、閉会中の所管事務調査報告で2件の報告があり、請願・陳情等につきましては、請願1件と陳情2件が提出されており、請願1件は所管の総務厚生常任委員会に、2件の陳情については資料配布といたしました。
会期につきましては、本日から13日までの8日間であります。
一般質問は、5名から7問の通告がありましたが、これにつきましては13日最終日に行う予定であります。
質の高い、政策論議となりますよう、お願いいたします。
以上、協議内容について、ご報告いたします。
- 議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月13日までの8日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月13日までの8日間に決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（中井康雄君） 日程第4、諸般の報告をします。

9月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書並びに定期監査所見については、印刷したものをお手元に配布しましたので、了承願います。

◎日程第5 閉会中の所管事務調査報告

◎日程第6 閉会中の村内所管事務調査報告

○議長（中井康雄君） 日程第5、閉会中の所管事務調査報告について、両委員会による合同所管事務調査と、日程第6、閉会中の村内所管事務調査報告について、両委員会による合同村内所管事務調査の2件の報告書の提出がありましたので、報告を求めます。

最初に、総務厚生・産業文教常任委員会合同所管事務調査について、両委員会を代表して中西総務厚生常任委員会委員長。

○総務厚生常任委員会委員長（中西千尋君） それでは、総務厚生常任委員会・産業文教常任委員会合同所管事務調査報告を行います。

赤ナンバー4番をご覧ください。

なお、本年度は、両委員会合同による所管事務調査を実施いたしました。

はじめに、総務厚生常任委員会の所管事務調査につきましては、10月3日の午前に大樹町の自動運転実証事業を視察調査し、産業文教常任委員会の所管事務調査として、午後から更別村のスマート農業について視察調査いたしました。

調査参加者は、合同調査ということで、総務厚生常任委員並びに産業文教常任委員7名と議会事務局員2名の計9名であります。

大樹町の自動運転実証実験についてですが、目的は、本村をはじめ、高齢化が進む中山間地域における人流・物流の確保や、高齢者の自動車運転免許返上後の移動手段の確保などが大きな課題となっており、その対策として、国土交通省が令和2年までに社会実装を目指して実証実験を進めている自動運転実証実験についての現状を調査するため、先進地である大樹町の取り組みについて調査を行いました。

大樹町は、管内他町村と同様に人口減少が進む中、高齢者の足の確保・貨客混載・公共交通の運転手不足の解消などの課題解決のため、平成29年度に国土交通省による自動運転サービス長期実証実験に応募し、実証実験がスタートしています。

道の駅「コスモール大樹」を拠点に、市街地だけではなく農村部の尾田地区も含めた2コ

ースを設定し、約1カ月に及ぶ実証実験を行い、延べ377人（市街地巡回便288人・尾田地区89人）が利用されています。

運賃は市街地1回100円、尾田地区からは1回200円という乗車券を発行しての取り組みで、利用者からは、「外出しやすくなった」、「免許の返納時期が迫っているため、実際に利用できるようになってほしい」などの声もあがっているようであります。

今回の実験は、自動運転レベル2という方式で、ドライバーが乗車をしている方式であります。

バスが止まるときのブレーキングの問題、冬季中の除雪対策、このバスのスピードが低速のため他の車への影響があり、大樹町単独事業としては、運転管理センター事業等まだまだ今後の課題も多いようでありました。

また、この実験と同時に行われた都市間快速バスの試験運行が、大樹町道の駅～中札内IC～帯広バスターミナル間で、6月17日から21日（5日間）の間実施され、片道60キロメートルの距離が高規格道路を利用することにより、現状の2時間の所要時間が半分に短縮される効果があり、利用者からも好評で、運行に協力された十勝バスからは、採算面からも将来的に有望であり、検討の余地があるとの話が出ているとのことであります。

現状では、各自治体の地方路線バスへの補助金が増加傾向にある中で、今後、路線バス維持のためには各町村でインターチェンジへのシャトルバス・乗り継ぎ拠点の整備など課題もありますが、高規格道路を活用した快速バスは、今後、検討してゆく価値があると感じたところです。

まとめとしては、自動運転バスの実用化にはまだかなりの時間を要すると考えられます。バスの購入・路線の整備等に多くの費用が見込まれることから、今後も長期の実証実験が必要と考えられます。

また、自動運転実証実験は管内上士幌町でも実施されております。高齢化社会・交通弱者の多い過疎地域での取り組みは、本村も同様の環境にあり、市街地循環・上札内地区へも想定しながら、国の動向も見極め、取り組まなければならない課題であります。

なお、快速バスの高規格道路利用による時短、路線バス維持の方法は、南十勝の各自治体が連携して、今後、取り組んでゆく必要があると思われまます。

次に、更別村におけるスマート農業についてですが、目的は本村をはじめ農家の減少が続く中、一経営体の耕作面積は増加し大規模化する農業を持続するためには、最先端の技術を用いた省力化は避けては通れない状況にあります。

その対策として、無人トラクターやドローンを活用したスマート農業についての現状を調査するため、先進地である更別村の取り組みについて調査を行いました。

更別村は一戸あたりの農地面積が50ヘクタール超で、国内トップの大型農業が展開されている村ですが、農家戸数は年々減少し、2000年に261戸あった戸数も2015年には223戸と減少してきており、その分一戸当たりの面積は増加傾向にあります。

このことは、どこの市町村も同じ現象であり、面積が増加した分、労働力の確保、労働時間の増加、大型機械への投資には頭を悩ませているのが現状です。

更別村は熱中小学校での取り組みで、多くの関係人口を構築され、研究者やメーカーなどの協力を得る中で、JA・農業者・企業などと強力な体制を構築し、スマート農業への取り組みを加速しています。

無人トラクターの遠隔操作や、ドローンによる農薬散布など規制が厳しく、実用化に向けてのハードルが難しい中、規制緩和に向けてスマート農業特区の要望を求め、国へ研究者や

企業と連携して要望し、ドローンでの農薬散布においては、2019年7月に規制が緩和され、実用化に向けて一步前進した部分がございます。

最近のICT（情報通信技術）の発展は目覚しく、それについていけない・使いこなせない農業者もいるため、基幹産業である一次産業の担い手育成のため、子供の頃からの教育が必要と考え2020年より小学校でのプログラミング教育を導入し、地域でICTクラブを立ち上げスマート農業人材の育成にも力を入れているなど、先を見越した取り組みも考えておられます。

まとめとしては、中札内村も、更別村に次ぐ一戸あたりの農地面積を有する地域ですが、今後も農家戸数の減少、面積の拡大、労働時間の増加、労働力不足が懸念されています。

村としてもスマート農業については調査・研究されているようですが、村独自での取り組みには限界があると思われまます。

更別村の先進的な取り組みを参考にし、JA・農業者・大学・企業などと連携して取り組んでいく必要性を感じました。

最後に、今回の調査が、今後の村の施策に生かされるよう、議会としても更なる研究と提言に努めてまいります。

以上、総務厚生常任委員会及び産業文教常任委員会合同の所管事務調査の報告といたします。

○議長（中井康雄君） これで、合同所管事務調査の報告を終わります。

次に、総務厚生・産業文教常任委員会合同村内所管事務調査について、両委員会を代表して、北嶋産業文教常任委員会委員長。

○産業文教常任委員会委員長（北嶋信昭君） それでは、総務厚生常任委員会・産業文教常任委員会合同村内所管事務調査報告をいたします。

赤ナンバー5をご覧ください。

総務厚生常任委員会と産業文教常任委員会は、今年度の合同村内所管事務調査を10月18日に実施し、村公共施設の管理状況、工事の進捗・完成状況、道道静内中札内線・札内川上流地域などについて調査を行いました。

交流の杜では、サッカー場南側に施工された排水工事の状況を確認しましたが、暗渠・排水溝及び浸透枳が整備され、降雨時の滞水や駐車場や周辺の排水が大きく改善されました。

また、芝も指定管理者の努力により適正に管理されており、良好な芝の状態が保たれていました。

今後も、天然芝サッカー場はできる限り長期に使用できるよう適正管理を維持し、他の施設の有効活用のため、サッカー以外のスポーツの大会や合宿誘致に努力され、交流の杜が有効に活用されていくことを期待します。

公園トイレの改修・更新状況は、東公園内に設置されているトイレの更新状況を確認しましたが、トイレ内は清潔に保たれ、臭気もなく公園利用の子どもたちをはじめ、利用者が増えているとのことで、今後ともきれいな状態が保たれるよう、維持管理に努めていただくことを望みます。

防災備品等の備蓄状況について、防災倉庫及び体育館倉庫での保管状況を確認しましたが、近年災害が多発している状況にあり、備品の備蓄は多いことに越したことはありませんが、適正な備蓄数を見極めて進めていく必要があると思われまます。

なお、現在の備蓄状況についてはよい状況にあると感じましたが、防災備品の備蓄状況を一覧に整理し、災害時の対応をスムーズに行えるよう備える必要があるとともに、防災訓練の際に非常食の試食や段ボールベットをはじめとする備品を実際に体験できるような内容にすべきと感じます。

また、防災備蓄品の内容について、広報等を活用して住民に知らせる機会が必要と思われる。

さらには、発電機等のエンジン付きの備品については、燃料の劣化も想定されることから定期的な点検により、災害時の対応に万全を期すことを望みます。

多目的運動施設の利活用状況については、雨天・冬期間にはゲートボール協会・野球少年団・サッカー少年団などに利用され、テニスなどの個人的な利用もあり利用率が非常に高く、村民に喜ばれる施設となっていると評価ができます。

また、西日対策についてはカーテンの設置がされ改善されていました。

なお、事前予約で当日キャンセルが出た場合の他の利用希望者への使用について、教育委員会や利用者同士での調整方法などを検討されることを求めます。

中島生産組合搾乳施設は、畜産クラスター事業を活用して導入された搾乳施設で、世界でも25台程度の導入実績で、アジア地域においては初導入された自動搾乳システムとなっています。

労働力不足に対応する省力化や経営の安定化を見据えたシステムで、大変素晴らしいものでありました。

今後も酪農家の規模拡大や労働力不足に対応するシステムとして期待されるものと思われます。

新庁舎建設現場は、着工された建設現場で庁舎の建設位置や地中熱のボアホールの施工箇所を確認し、ボアホールの施工については工期内に終了できるように、掘削機を2、3台導入して実施することの説明を受けました。

工事が始まったことにより、工事車両の出入りなどに注意が必要で、郵便局周辺は人どおりも多く、通学路でもあることから、出入口には警備員の配置等の現場管理の安全対策の徹底を図られるよう希望します。

非常用発電機切換盤の設置状況を確認しましたが、昨年のブラックアウトを受け、避難場所となる上札内交流館と医療機関の診療所に設置されたもので、上札内交流館は初期段階で最低限度の電源供給のため中型の発電機を配置し、全館への電源供給は大型の発電機により対応する設備となるとのことで、今後も避難施設に指定している施設への設置の検討を求めます。

元気な畑づくり事業の浸透層設置は、農業者の要望を受け昨年度から元気な畑づくり事業の新たなメニューとして、圃場の冠水対策として事業化された浸透層の設置状況を調査しました。

当初の予定よりも設置希望者多く、農業者にとって要望の高い事業であることから、今後も農協に協力を求めながら事業の継続・拡大についての検討を望みます。

村道改修舗装工事は、整備費用が安価な路盤再生工法で改修された状況を調査しました。

路盤再生工法は、従来の道路舗装工事に比較して施工費が大幅に抑えることができ、施工期間も短く、路盤にセメントを混在させることでしっかりとした路盤ができ、対応年数も長くなることから、この工法で施工可能な村道においては、今後、積極的に導入することを求めます。

札内川園地整備については、キャンプ場の利用者への魅力向上と台風被害により崩壊したバンガローの代替えとして設置されたトレーラーハウスと炊事施設としてレントハウスの改修状況の調査を行いました。

トレーラーハウスは、冬期間の利用も試験的に実施するようですが、アクセス道路の除雪の問題や雪・氷による外壁の腐食対策と、年間を通じて多くの人に利用されるよう管理・運営を期待します。

レストハウス内の改修については、新しく設置した流し台や調理台は作業工程を考えると使用しにくい状態で、改善・工夫が必要であり、利用者目線でしっかりと改修を強く望みます。

道道静内中札内線・札内川上流地域調査は、雪崩や土砂崩れの被害により札内川ヒュッテから奥に進入することができなかった区間が修復工事の完了により札内川ゲートまで通行が可能となっていました。

平成28年の台風10号の影響で大規模土砂崩れが発生し、山肌は岩盤が表れているなど、雪崩を誘発しやすい状況になっているが、昨年度の冬は比較的降雪が少なかったことから大規模の雪崩は発生していないとのことでした。

札内川上流地域の環境は変わりつつあり、道路管理に要する負担は大きく増加していると感じました。

今後も道道の維持管理には多額な費用を要しますが、帯広市のほか4町2村の水道水、発電用水、農業用水を供給する水源地である札内川上流地域の水質保全管理のため不可欠な道路であるという認識を原点に、今後とも適正な管理がされていくことを求めます。

以上、合同村内所管事務調査といたします。

○議長（中井康雄君） これで、合同村内所管事務調査の報告を終わります。

◎日程第7 村政及び教育行政執行状況報告

○議長（中井康雄君） 日程第7、村政及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 定例会の開会に当たり、9月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、本村における地域の防災力向上を図るため、10月8日文化創造センターにおいて、総合防災訓練を実施いたしました。

大雨による河川の氾濫や土砂災害により甚大な被害が発生したことを想定した訓練で、福祉施設や消防団、村内団体等の参加のもと、国など防災関係機関と連携した避難訓練、防災学習会、水防訓練などを行いました。

村に隣接する札内川が氾濫したことを想定し、村民自らが、「何をすべきか・何ができるか」を考えることや防災に対する注意点を学びました。

職員研修では、9月2日に無作為に住民を抽出して行政参加による新たなまちづくりの

手法を学ぶ研修会を開催し、職員の参加とともに村民にも参加を呼びかけ、まちづくりに対し広範な意見が反映されるメリットを学びました。

また、10月4日には、100歳まで元気に過ごすためのまちづくりを学ぶ「健康づくり政策研修会」を開催しました。

新庁舎建設については、9月11日に指名競争入札を執行し、契約締結に伴う議決を受けて、入札落札者と本契約を締結しており、これを受けて、10月9日に新庁舎建設に係る期間の安全を祈願した安全祈願祭が行われ、村議会議員と村の関係者が出席しております。

次に企画財政グループについてですが、令和2年度の予算編成については、職員への説明会を10月29日に開催し、予算編成の基本的な考えを示したところであります。

令和2年度の地方財政の見通しについてですが、総務省の概算要求においては、消費税率10%への引き上げなどに伴い、国税収入の伸びなどが見込まれることから、地方税や地方交付税を合わせた一般財源総額は平成31年度を上回る予算を確保する要求がされておりますが、今後、国の予算編成過程の動向を注視する必要があります。

令和2年度は、役場庁舎建設工事や道路、水道、各公共施設等の老朽化対応にかかる経費も増加が見込まれ、地方債の発行による公債費の増加や基金の取り崩しは避けられない状況であります。

また、少子高齢化に伴う医療費や社会福祉などの扶助費の増加も見込まれます。

このような状況の中、社会経済情勢を見極め、状況の変化に応じた適切な対応が図れるよう、一層の危機感を持って予算編成に取り組んでまいります。

次に、景観づくりの取り組みについては、10月4日には、小学6年生を対象に、南十勝シーニックバイウェイと協力して景観学習を行い、自分たちが住んでいる村の景観について、関心を持ってもらう取り組みを実施いたしました。

また、10月5日のクリーンデーでは、日本で最も美しい村連合に加盟する道内9町村1地域に環境美化活動を呼びかけ、一斉ゴミ拾いを実施いたしました。

総合行政推進委員会のまちづくり部会では、今年度、まちづくり基本条例の定期検証を行い、協働によるまちづくりの取り組みについて意見をいただきました。

また、財政部会では、平成30年度の政策評価及び村長公約の進捗に対する意見や消費税増税に伴う公共施設使用料等の見直しについて協議をいただきました。

協働のまちづくりの取り組みについては、中学3年生を対象に、中札内村について学び、まちづくりに関心を持ってもらうことを目的とした、模擬議会を来週9日に開催いたします。

男女共同参画の取り組みについては、11月14日にまちづくり講演会として、お笑い芸人「オクラホマ」の河野真也さんを講師に迎え、「イライラを笑いに変える」をテーマに開催いたしました。

市町村交流事業については、11月23日、24日に開催された「かわごえ産業フェスタ」に、東京ふるさと会の役員の方々にご協力をいただきながら、JA中札内村、十勝野フロマージュとともに物産販売や村のPRを行い、川越市民や姉妹都市交流委員会の皆様との交流を深めてまいりました。

ふるさと会の活動については、札幌ふるさと会が10月6日に札幌すみれホテルで開催され、関係団体代表の方々とともに出席し、村の現状報告や情報交換しながら親睦交流を行ってまいりました。

また、東京ふるさと会については明日12月7日、都内において開催される予定であります。

す。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、有害鳥獣駆除関係で10月末現在の捕獲・駆除状況は、エゾシカ142頭、ヒグマ0頭、キツネ206頭、カラス707羽、ドバト212羽、アライグマ4頭となっており、駆除にあたっていただいた猟友会の会員の皆様のご協力に感謝申し上げます。

労働対策では、12月2日から冬期の雇用対策事業を実施しており、河川や保安林の支障木処理などの作業に従事していただいているところであります。

診療所後任医師の確保については、鈴木医師と情報共有を図りながら、これまでさまざまな可能性を探ってまいりましたが、現在、札幌市にあります医療法人と指定管理者制度による委託運営が可能であるか協議を行っているところであります。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、本年10月の消費税率引き上げに伴う、低所得者並びに3歳未満の子を養育する世帯の消費への影響緩和と、地域での消費喚起などを目的とした「福祉プレミアム付商品券事業」は、中札内村商工会へ10月1日からの販売業務などを委託し進めておりますが、11月中旬までの状況は対象者723人中、388人に対し商品券の引換券を発送し、うち206の方が購入されております。

本年度の「福祉灯油の支給」につきましては、低所得層の高齢者などが冬期間に安心して暮らしてもらえるよう、燃料価格の情勢から1世帯あたり1万5,000円分の灯油購入券などによる支給を見込み、所要額を本定例会 補正予算に計上しております。

次に保健グループについてですが、6月より開始いたしました「七色献立プロジェクト健康ポイント事業」は、現在580人を超える参加登録をいただいております。

日常から活動量計を身に着ける習慣と、自らの歩数や各種イベント参加を意識してもらえるなど、健康づくりの取り組みとしては、昨年に増して村民のみなさんの関心と手ごたえを感じているところです。

関連事業といたしましては、10月3日に筑波大学大学院久野譜也教授を招き開催した「健康づくり講演会」には、100人の方に参加いただいたほか、10月14日の「すこやかウォーキング」では、景観まちづくり委員のご協力のもと、90人に参加いただき、それぞれに合ったコースを選択して自身のペースでウォーキングを楽しんでいただきました。

本年においても、インフルエンザの流行が予想されるため、乳幼児から高校3年生相当の年齢までの対象者592人、65歳以上の高齢者1,149人へ個別に予防接種を呼びかける案内を送付し、10月28日より接種を開始しております。

この後も、より多くの方に受けていただくため、効果的に周知を図り発病と重症化の防止に努めてまいります。

次に、保育園についてですが、上札内保育園の学習発表会は、11月9日に上札内小学校と合同での開催、中札内きらきら保育園の生活発表会は、11月30日に開催いたしました。

いずれの発表会も、家族や地域の方々にご臨席いただく中、元気にのびのびと成長する子どもたちの姿や、練習の成果を十分に発揮した発表会となりました。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

本年の農業生産の状況ですが、農産にあっては、6月から7月中旬の日照不足が危惧されましたが、8月は好天に恵まれるなど全般的に順調に推移したことから、堅調な出来秋となりました。

小麦の収量は昨年度よりも増加し、品質も良好な結果となったほか、馬鈴薯も収量が上回る見込みであり、でんぷん価も比較的に高い状況にあります。

また、豆類、ビートも収量、品質ともに良好な状況にあります。

畜産にあつては、生乳は乳量、乳価も良好に推移しており、安定している状況にあります。

なお、鶏卵、肉豚で単価や生産量の減少により、一部昨年度を下回る品目もありますが、畜産全体で、生産高は前年を若干上回る見込みであります。

中札内村農協が取りまとめた暫定粗生産高は、農産が60億4,823万円、畜産が79億6,752万円、全体で前年より4%増加の140億円の見込みであり、過去最高となった平成29年度を上回る見込みとなっております。

懸命に努力されました生産者のみなさまをはじめ、関係機関の方々のご労苦に対しまして、敬意と感謝を申し上げます。

一方で、農業を取り巻く情勢は、来月にも日米貿易協定が発効される見込みであり、農畜産物の輸入拡大による農業への影響が大変危惧されるところです。

村といたしましては関係機関と連携し情報収集と、今後示される予定の国補助制度等の活用を努めてまいります。

食育・地産地消関係では、中札内産食材の消費拡大と食の推進パートナー登録制度の普及を目指した、「粋匠品・食の応援団スタンプラリー」は、総勢595名から応募があり、抽選により村の特産品などを発送しております。

応募された方の内訳は、村内169名、道内359名、道外67名で、多くの方に中札内産食材を味わっていただけたかと思っております。

大規模草地育成牧場は10月22日までに退牧を行い、10月末時点で617頭の舎飼を行っております。

なお、消費税率の引き上げに伴う牧場使用料の見直しについては、中札内村大規模草地育成牧場運営審議会の審議を終え、使用料見直しに係る一部改正条例を今議会に提案しております。

また、牛舎防風カーテン設置工事及び旧牛舎のパドック雨水浸透柵設置工事は、それぞれ工事を完了しております。

林業関係では、村有林整備事業として、間伐24.76ヘクタール、保育間伐9.17ヘクタール及び地拵え4.58ヘクタールを完了し、今年度の工事を終えております。

商工関係では、商工会が実施したプレミアム商品券事業は9月29日に商品券の販売が行われ、翌日には完売しております。

なお、協賛のクーポン券事業を10月15日まで実施したほか、スタンプラリー事業も10月20日まで実施しております。

観光関係では、コープさっぽろと協力して企画した札幌発着日帰りバスツアーを8月末より9月上旬にかけて3回行っております。

ツアーでは道の駅、美術村、十勝野フロマージュ、JAなかさつない枝豆工場、岡本農園を見学していただき、生産者からの説明や試食を行う内容で、いずれも40人程度の参加があり、札幌圏の消費者に村の農産物や加工品を味わっていただきました。

札内川園地は昨年度よりも2,400人程度多い、約2万1,000人の入り込みとなり、10月31日に今期の営業を終えております。

なお、今年度設置を予定していましたトレーラーハウス型宿泊施設3棟は、9月30日に設置を終えたほか、レストハウス内シンク増設工事及び園地井戸ポンプ改修工事も10月

未までに工事を終えております。

道の駅なかさつないの入り込み状況は、10月末現在65万5,000人で、前年同期比2万人、3.2%の増加、総売上額は1億9,200万円で、前年同期比400万円、2.1%の増加となっております。

また、例年開催している「道の駅フェア」を10月6日に開催し、多くの方に秋の味覚を味わっていただくとともに、今年はNHK連続テレビ小説「なつぞら」の村内撮影地などを巡る「なつぞら体感ツアー」も企画し、27人の方に撮影地でのやまべ塩焼き体験などを楽しんでいただきました。

花づくり関係では、自然環境を守り育て、子どもたちの成長と花と緑の豊かな環境を次世代に引き継ぐため、11月14日に「子どもたちと地域の未来を考える花と緑のまちづくり全国首長会」が設立され、同会に加入したところであります。

今後も花と緑のまちづくりに取り組む全国109自治体とともに、魅力的な地域と文化の創造に努めてまいります。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

主な工事の状況ですが、道路橋梁関係では、道路4路線の舗装工事と2か所の橋梁補修工事を完了しております。

建築工事では、火葬場屋上防水工事、堆肥化处理施設・発酵施設修繕工事を終え、村営住宅改修工事では、中札内団地3棟、新札内団地3棟改修工事を完了し、入居者の移転を随時行なっております。

上下水道工事では、東1条北1丁目水道新設工事、同じく東1条北1丁目下水道新設工事が完了し、南札内浄水場前処理装置設置工事は65%の進捗状況となっております。

定住対策事業では、中札内スタイル住宅建設奨励金5件と移住促進奨励金4件を交付しております。

村営住宅入居関係では、1回の公募で1件の入居を決定しております。

本年度の除雪対象路線等は、村道延長で161キロメートル、歩道延長で24キロメートル、駐車場等の公共施設では47カ所を行い、冬期間通行の安全性を確保してまいります。

11月下旬には、除雪に携わる共同企業体運営委員会の主催による安全研修会が開催され、交通安全や労働安全対策の励行に係る研修が行われ、準備に努めていただきました。

水道関係では、今年度の水道メーター取り替え工事が完了しているほか、浄水場濾過池の濾過砂洗浄などの機能維持に係るメンテナンスを終えております。

また、7市町村で構成されております十勝中部広域水道企業団への受水費の負担割合についてですが、11月29日企業団の定例会において水道用水供給条例の改正が行われ、新たな負担割合などが決定されました。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 次に、高橋教育長。

（高橋雅人教育長登壇）

○教育長（高橋雅人君） 定例会の開会にあたり、9月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについてご報告させていただきます。

学校教育関係では、10月11日に中札内村学校教育振興会主催による学校教育研究大会を上札内小学校で開催、11月8日は十勝管内キャリア教育・進路指導研究大会ならびに北海道道德教育推進校事業授業公開・実践発表が中札内小学校・中札内中学校で開催され、研究概要の説明や公開授業の発表を行い、分科会で活発な意見交換などが行われました。

本村教職員がこれまで取進めてきた教育実践の一端の発信と、参加者からの貴重な意見や助言を受けるなど、基礎的・基本的な学力の向上を図る授業の創造のための意義ある研修となりました。

また、10月26日には、十勝管内の教育関係者約250人が参加した「十勝教育を考える集い」は文化創造センターを会場に、十勝南部4町村の「わが町教育自慢」の発表や小・中・高生がいじめ根絶や命の大切さなどについての意見交流や提言を行う「どさんこ子ども地区会議」を開催いたしました。

児童数の減少が見込まれる上札内地域との意見交換会を10月22日に開催いたしました。

地域から30人が出席した中、令和7年度までの児童数の見込みや小規模校のメリットやデメリットなどを説明し、保護者や地域の方などから意見をいただきました。

これからも地域と意見交換やアンケートなどを行い、子どもの教育環境をどう確保するかについて考えてまいります。

インフルエンザによる学年閉鎖ですが、中札内小学校2年生、在籍児童44人中14人が欠席し、2日午後から5日まで。

4年生、在籍児童数38人中7人が欠席もしくは早退し、3日午後から6日まで学年閉鎖といたしました。

また、上札内小学校におきましても、本日6日の状況で、17人中の児童、欠席が4人、早退が1人となり、本日午後から10日まで学校閉鎖といたしました。

集団生活で感染が拡大しやすいことから、マスクの着用、手洗い、うがいの徹底を図っております。

学校給食事業では、児童・生徒に、地元で生産、製造されている安全・安心な食材に対する理解と愛着をより一層深めてもらおうと、11月15日に本村で作られた食材を使用した「ふるさと味覚給食」を実施いたしました。

次に、社会教育の状況ですが、芸術と音楽の場を提供する「なかさつ音まちプロジェクト」は、「ウィーン十勝市民交流の会」の協力を得て、9月8日にオーケストラの最高峰、ウィーン・フィルハーモニー首席フルート奏者ワルター・アウアー氏と昭和音楽大学の三谷温氏のピアノ、さらに村内在住の赤部里美氏のフルートによるコンサートを開催しました。

ワルター・アウアー氏は同月10日に中札内小学校を訪れ、5・6年生に対してミニコンサートの特別授業を行っております。

文化事業では、11月3日に第64回村民文化祭が行われ、中札内オンステージでは子どもから大人まで舞台発表を行いました。

式典では、文化振興に貢献された方に対し文化賞等の表彰を行い、中札内村文化賞1名、文化奨励賞2名に授与いたしました。

作品展示事業では、村民の皆さまの幅広いジャンルの作品が多数出品されました。

また、文化月間事業では、後援事業を含め7事業が実施されました。

今回も企画から開催まで、多くの村民の皆さまの参加、協力を得て開催することができました。

共育の日事業では、11月28日に地域協働型学校づくり協議会とPTA連合会との共催で、教育講演会を開催しました。

講師には11月にドバイで開催した世界パラ陸上選手権女子走り幅跳びに出場した村上清加氏をお迎えし、「大きな一歩～私を支えてくれるかけがえのない人たち～」と題し、人

のつながりの中で自分らしく学び、挑戦し、高めていくことの大切さについてお話をいただきました。

当日は、障害を持った方にも安心して参加いただこうと、手話通訳や要約筆記、肢体不自由者の専用席などを用意し、中学生以上のボランティア26人の協力をいただきながら開催いたしました。

また、「あいさつ」・「返事」の定着を図ることを目的に実施した川柳・標語コンクールには、小学生から一般まで329点の応募があり、講演会の前段に表彰式を行っております。

中札内村地域協働型学校づくり協議会についてですが、今年度の「地域学校協働活動」の推進にかかる文部科学大臣表彰を受賞しました。

地域全体で次代を担う子供たちを育成するために、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により地域を創生する活動を行っている団体に贈られるもので、平成22年度から「共育の日」の普及・啓発に取り組む中、平成29年度に学校づくり協議会を設置して活動を展開し、「地域の大人が力を合わせて、子どもたちを共に育てる」を合言葉に、各学校の特色のある取り組みと連動しながら、より効果的な教育となるような活動が認められたものです。

交流事業の関係では、川越市児童・生徒の移動絵画展を10月29日から文化創造センター、各学校において展示しております。

また、川越市訪問交流事業は、1月9日から12日までの3泊4日で、中学1年生7人の派遣を決定いたしました。

青少年国際交流派遣研修事業は、3月25日から4月1日までの期間、中学2年生11人の派遣を決定しました。

研修先は昨年と同じアメリカ・ハワイ州のエバ・マカイ・ミドルスクールで、同校からは今月15日から21日まで8人の生徒が来村予定で、ホームステイや授業体験、小学校での交流、自然体験などで冬の北海道・中札内村を体験していただきます。

図書館事業では、10月12日にオブングク堂による読み語りを、19日にお菓子づくり事業を開催しております。

また、11月9日から16日までの期間「古本市」を開催し、図書館での役目を終えた図書のリサイクルを行っております。

体育関係事業では、10月14日に、札内川総合運動公園で93人が参加して、ファミリーマラソン大会を開催しております。

村民スポーツゲートボール大会は、11月10日に屋内多目的運動施設で開催しました。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで各執行状況報告は終わりました。

◎日程第8 請願第2号 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書の採択を求める請願

○議長（中井康雄君） 日程第8、請願第2号、日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書の採択を求める請願を議題にします。

ただいま議題となっています請願第2号については、会議規則第92条第1項の規定により、所管の総務厚生常任委員会に付託します。

なお、この請願の委員会審査は、この会期中に終了し、報告願います。

1時間が経過いたしました。
休憩をしたいと思います。
11時10分まで休憩いたします。
暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時58分
再開 午前11時10分

○議長（中井康雄君） 皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

◎日程第9 報告第7号 損害賠償額の決定についての専決処分の報告について

○議長（中井康雄君） 日程第9、報告第7号、損害賠償額の決定についての専決処分の報告についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 損害賠償額の決定についての専決処分についてご説明申し上げます。

令和元年7月16日、中札内きらきら保育園の園庭において自由遊びをしていたところ、当該園児と別の園児が接触し右腕から転倒する事故が発生、負傷させたもので、心よりお詫び申し上げる次第であります。

この度、本件に係る治療が終了し完治されたことにより、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償額を決定し、加入している賠償責任保険から全額を賠償するものであります。

議会の委任による専決処分事項の指定に基づく専決処分であることから、内容をご理解くださいますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

この損害賠償額の決定についての専決処分の報告については、報告済みといたします。

◎日程第10 報告第8号 平成30年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について

○議長（中井康雄君） 日程第10、報告第8号、平成30年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、報告書の提出がありました。

提出者からの説明を求めます。

高橋教育長。

（高橋雅人教育長登壇）

○教育長（高橋雅人君） 中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価についてご報告申し上げます。

平成30年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検・評価を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により行いましたので、別冊のとおり提出し、ご報告申し上げます。

なお、別冊は教育委員会議の議案として承認決定されたものであります。

詳細につきましては、教育次長より説明を申し上げますので、内容をご覧いただき、今後の教育行政の執行にあたり、ご助言をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（中井康雄君） 補足説明、阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

教育委員会では、効率的な教育行政の推進に資するとともに、村民への説明責任を図るため、教育委員会の事務の管理、執行状況について点検評価を行い、報告書を作成いたしました。

今回、別添、黒ナンバー6の報告書を地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、中札内村議会に報告するものです。

教育委員会では、点検評価の実施を通じて、施策効果の検証と改善を図りながら、教育施策の着実な推進に努めてまいりますので、報告書の内容をご覧いただき、ご助言をいただければと考えております。

なお、点検及び評価を行うにあたりましては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るとされており、村内、大和田貢一氏から指導・助言をいただいておりますことを申し添え、補足説明とさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

この報告書については、報告済みといたします。

◎日程第11 議案第58号 中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第12 議案第59号 中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第13 議案第60号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） この際、日程第11、議案第58号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第12、議案第59号、中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第13、議案第60号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括して議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

8月に人事院が国家公務員に対する給与改定の勧告を行い、その後、11月に一般職の給与に関する法律等が国会で成立しております。

本村の職員給与については、これまで国家公務員に準じた改正を行ってきていることか

ら、給料、住居手当及び勤勉手当について条例の一部を改正するものであります。

また、これまで職員に準じて改正している議会議員及び村長等特別職の期末手当についても、過日開催した特別職報酬等審議会において審議いただき、諮問どおり答申されましたので、合わせて関係条例の一部を改正するものであります。

なお、職員の給与に関する条例については、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行されることに伴い、成年被後見人等の権利制限を排除するため、地方公共団体においても欠格条項の削除をあわせて行うものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） それでは、一括して補足説明を申し上げます。

本議案は、国家公務員の人事院勧告に伴う給与法案が11月15日、参議院本会議で可決、成立したことに伴い、準じて改正を行うものでございます。

まずはじめに、令和元年度の人事院勧告の給料及び勤勉手当、住居手当に関する概要について説明いたします。

今年度においても、昨年度同様、民間給与との格差を埋めるため、月例給とボーナスの引き上げがありました。

給料は民間との間に初任給において差があることを踏まえ、新規採用職員の初任給を1,500円引き上げ、平均改定率は0.1%になります。

期末勤勉手当については、支給月数を0.05カ月分引き上げ、年合計4.50カ月分に改定し、引き上げ分は勤勉手当に配分されます。

また、令和元年度以降において、6月期及び12月期の勤勉手当、期末手当が均等になる配分となっております。

黒ナンバー12番の議案関係資料、1ページをお開きください。

議会議員及び村長等の給与に関する条例の一部改正についてであります。これまでも職員に準じて改正を行っており、手当は期末手当一本でございまして、期末手当の令和元年度12月期分に100分の5、0.05カ月分の加算をして、100分の227.5の支給に改正しようとするものです。

令和2年度以降の改正は、0.05カ月分引き上げ、年合計4.50カ月分に改定しますが、6月期及び12月期の期末手当が均等配分となるものでございます。

施行日は公布の日、適用は12月1日からいたします。

条例可決後、年内に支給をいたします。

また、本改正については、11月27日に開催した特別職報酬等審議会で諮問し、28日に諮問とおりの内容で答申がされております。

次に、職員の給与に対する条例ですが、資料の8ページの行政職給料表、新旧対照表をご覧ください。

平均改定率は、0.1%の改定であります。それぞれの給与において、号俸の若い方に改定率が厚くなり、若年層に重点を置いた改定となっております。

ページを戻りまして、5ページの条例の新旧対照表をご覧ください。

第6条の3の住居手当であります。民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、手当の支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、

手当額の上限を2万7,000円から2万8,000円に引き上げるものでございます。

次に、第14条及び14条の2の期末手当、第14条の4の勤勉手当についての改正でありますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、本年6月14日に公布され、6カ月経過した12月14日から施行されます。

これにより、職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じたものでありますが、この法律の施行による地方公務員法の改正は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に、不当に差別されないよう、成年被後見人等を、資格、職種、業務等から一律に排除するのではなく、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断するものへと適正化するものでございます。

この部分については、12月14日から施行しようとするものであります。

次に、第14条の4の勤勉手当についてでありますが、支給割合を国と同様に100分の92.5から100分の95に改めようとするものであります。

ただし、本年については、引き上げ分0.05カ月分を12月期に加え、6ページ下段、附則3及び附則4にあるように、令和元年12月に支給する期末手当、勤勉手当の特例措置として、職員であれば、勤勉手当を100分の95とあるのは、100分の97.5に配分するものであります。

附則の施行期日であります。改正条例は、令和元年12月14日から施行し、第6条の3、第1項の住居手当の規定は、令和2年4月1日から施行するものであります。

また、改正後の給与条例、別表第2については、平成31年4月1日から遡及適用するものでございます。

ただし、勤勉手当に係る第14条の4は、令和元年12月1日からの適用とするものでございます。

附則4では、改正前に受けていた4月以降の給与は、改正後の給与条例の規定による内払いとみなすとしております。

7ページの上段、附則5では、住居手当に関する経過措置についてでありますが、今回の改正で、住居手当の支給月額が2,000円を超えて減じる額となる場合、経過措置を踏まえて取り進めるものとしております。

最後になります。

今回の人事院勧告に基づく主な給与の影響額でございますが、特別職における期末手当で9万8,000円、一般職で、給与改定で67万円、勤勉手当で128万円、そのほか、給与改定の跳ね返りなどで28万円となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これら3件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 1点伺います。

内容につきましては、提案理由にもありましたとおり、本村の職員も以前から人勧に準じて給与改定をしていると、そんなことで来ているかなというふうに思うのですが、一つ、住居手当の関係ですが、本村の職員の場合、都市部と違ってかなり家賃が低いと言った方が早いのかな、低いということになると、いわゆるこのルールからいくと、手当が引き下

がるのかなと思うのだけでも、その辺、どういう支給、改正によってどういうふうな今の状況になるのかということを一応聞きたいなと思います。

ここにあるように、結果的に最高支給限度額が1,000円アップですから、支給の額については最高いくと1,000円高くなるということですが、そこら辺の改正になった後の状況がどうなるかと、こんなことをちょっと知りたいので、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 黒田議員の質問にお答えいたします。

住居手当の改正に伴う影響ということでありますが、全職員、こちらの部分、調査しておりますが、こちらの分に関しては、月額で2,000円を超えて減じる職員についてはいないというような形となっております。

全職員計算いたしまして、2,000円を超える職員はいませんが、2,000円以下に減額になる職員はおります。

人数はちょっと、持ち家と賃貸で行っている職員の部分であります。

持ち家の部分については減額ということにはなりません。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 一部答えていただいたのですが、今の答弁から言うと、2,000円以上上がる人はいないということなのですか、そうすると、これによって住宅手当が上がる人もいるということなのかな。

ちょっと私が質問したのは、恐らく都市部を中心に、住宅の賃貸の価格が上っているので、最高1,000円ぐらい上げようというこの改定だというふうに思うのだけでも、ちょっと考えるに、こっちのように家賃が低いところについては、この足切りが1万2,000円から1万6,000円ということで4,000円の関係あるものですから、実質今言ったように2,000円を超える人はいないけども、ほとんどの人が下がるのかなというように、想定しているものですか、うちの職員の実態として、どういう状況なのかなということで聞きたくて質問させていただきました。

もし分からなければ後で教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 今、黒田議員から質問のあった点については、調べて後で報告させていただきます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第58号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第58号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第59号、中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第60号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第60号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第61号 第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

◎日程第15 議案第62号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について

◎日程第16 議案第63号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第17 議案第64号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第18 議案第65号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第19 議案第66号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第20 議案第67号 中札内村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中井康雄君) この際、日程第14、議案第61号、第1号会計年度任用職員の

報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、日程第15、議案第62号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について、日程第16、議案第63号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第17、議案第64号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第18、議案第65号、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第19、議案第66号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第20、議案第67号、中札内村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についての7件を一括して議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法が改正され、令和2年4月より現行の嘱託職員・臨時職員制度を廃止し、新たに会計年度任用職員制度へ移行するものであります。

なお、職員の分限についての手続及び効果に関する条例については、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行されることに伴う改正をあわせて行うものです。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 議案第61号から議案第67号について、一括して補足説明を申し上げます。

はじめに、議案第61号、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、議案第62号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定の趣旨であります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度が導入されたことから、会計年度任用職員制度に係る条例を制定するとともに、関係する条例を整理しようとするものでございます。

なお、第1号会計年度任用職員とは、パートタイムで任用する職員を指しており、第2号会計年度任用職員とは、フルタイムで任用する職員を指しております。

まず、会計年度任用職員制度は、今まで自治体によってまちまちであった非正規職員の任用根拠が統一されることになり、職員の定義、勤務形態、採用方法、服務及び懲戒、給料、報酬、手当、費用弁償、各種保険、年金などを明確化し、統一的な取扱いをするものでございます。

また、整理する条例は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例を含め、五つの条例でございます。

それでは、議案第61号、第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について、説明を申し上げます。

黒ナンバー5番の議案14ページをお開きください。

本条例の制定の趣旨であります。パートタイムの会計年度任用職員の報酬及び費用

弁償に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

制定の内容であります。第1条は趣旨、第2条は定義、第3条は報酬、第4条は時間外勤務報酬、第5条は休日勤務報酬、第6条は夜間勤務報酬、第7条は職務の級及び号給の基準、第8条は報酬の支給方法等、第9条は勤務1時間当たりの報酬額の算出、第10条は報酬の減額、第11条は村長が特に必要と認める第1号会計年度任用職員の報酬等、第12条は勤務1時間当たりの端数計算、第13条は報酬からの控除、第14条は通勤に係る費用の弁償、第15条は出張に係る費用の弁償、第16条は委任について、それぞれ規定するものであります。

施行期日は、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

また、報酬等に関する特例として、現在雇用している一般職、非常勤職員等が引き続き会計年度任用職員として任用された場合で、その報酬が施行期日の前日の賃金の年間給付総額に達しない場合、必要な調整を行うことができるものとしております。

さらに、別表1で、パートタイムの会計年度任用職員における報酬について、職員の給与に関する条例の別表2、行政職給料表に基づき、月額、日額、時間額を算出方法について規定しております。

別表第2では、パートタイム会計任用職員における通勤に係る費用弁償を規定しております。

次に、20ページをお開きください。

議案第62号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について、説明を申し上げます。

本条例の制定の趣旨であります。フルタイムの会計年度任用職員の給与に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

制定の内容であります。第1条は趣旨、第2条は給料、第3条は給与からの控除、第4条は給料表、第5条は勤務給及び号給の基準、第6条は給料の支給方法、第7条は通勤手当、第8条は給与の減額、第9条は時間外勤務手当、第10条は休日勤務手当、第11条は夜間勤務手当、第12条は宿日直手当、第13条は勤務1時間当たりの給与額の算出、第14条は期末手当、第15条は休職者の給与、第16条は外国語指導助手の給料、第17条は委任について、それぞれ規定するものであります。

施行期日は、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

また、給与に関する特例として、現在雇用している一般職非常勤職員等が引き続き会計年度任用職員として任用された場合で、その給与が施行日前日の賃金の年間総額に達しない場合には、必要な調整を行うことができるものとしております。

さらに、別表第1で、フルタイムの会計年度任用職員における級別基準職務について、職員の給与に関する条例の別表2、行政職給料表の1級及び2級に基づいて規定しております。

次に、黒ナンバー12番、議案関係資料をご用意いたします。

12ページから28ページにかけて、条例から委任する規則を参考として添付しております。

まず、12ページをお開きください。

会計年度任用職員の給与の決定に関する規則を添付しております。

この規則の内容であります。パートタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準、給与支給等に関し、必要な事項を規定してお

ります。

14ページの職種別基準表に基づき、各職種に対しての号給を規定しております。

次に、15ページをお開きください。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則を添付しております。

この規則の内容であります。パートタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準に関し、必要な事項を規定しております。

また、23ページからは、さらに詳細を定めた会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する要項を添付しております。

規則及び要項の詳細については、ご参照願います。

なお、規則及び訓令については、条例同様に令和2年4月1日より施行しようとするものであります。

次に、29ページから33ページにかけて、会計年度任用職員制度の導入に係る関係条例の文言追加等の整理であり、一部を除き、令和2年4月1日より施行しようとするものであります。

29ページをお開きください。

まず、議案第63号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。第18条の非常勤職員の勤務時間、休暇等に会計年度任用職員の条例制定に伴う文言を追加しようとするものであります。

次に、30ページをご覧ください。

議案第64号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。第5条及び別表第1に、会計年度任用職員制度導入に伴い、地方公務員法が改正され、特別職の規定に追加があったことから、改正をしようとするものであります。

次に、31ページをお開きください。

議案第65号、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。第4条の休職の効果の部分に、会計年度任用職員の条例制定に伴う文言を追加するとともに、第6条の失職の特例については、先の職員の給与に関する条例において説明を申し上げたとおり、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正であります。

なお、この条例の第6条の改正規定については、令和元年12月14日より施行するものであります。

次に、32ページをご覧ください。

議案第66号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。第7条、育児休業をしている職員の期末手当等の支給、第8条の育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整の規定において、会計年度任用職員を除く規定を追加しようとするものであります。

最後になります。

33ページをお開きください。

議案第67号、中札内村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。第3条の任命権者報告事項の規定に、会計年度任用職員を除く規定を追加しようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これら7件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） 会計年度任用職員のことについてお聞きいたします。

今まで公務の担い手となっていた臨時職員や嘱託職員が会計年度任用職員として待遇が改善されるという大まかなことは分かりましたが、この膨大な資料を理解するのに大変なことなので、申し訳ありませんが、お聞きしたいと思います。

この制度には、フルタイム勤務とパート勤務に分かれるようですが、嘱託職員はフルタイム勤務になると考えますが、パート勤務になる方は、こういった職種の方が対象になるかお伺いしたいと思います。

それで、14ページにも大まかに書いてありましたが、それと同時に、分かれる、パート勤務とフルタイム勤務に分かれる基準と言うのでしょうか、そういうのは何かなどということをお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） まず、パートタイム会計任用職員につきましては、時間数ですね。

今現在、任用している嘱託職員につきましては、35時間以内の勤務数になっております。

併せて、これからパートタイム会計任用職員につきましても、35時間以内の会計任用職員となります。

よって、現在、基本的な考えでありますけれども、現在嘱託職員で任用している職員につきましては、パートタイム会計任用職員の方に移行します。

それと併せて、フルタイム任用職員につきましては、必要となる場合、そういった形でフルタイムで対応しなければならない、労働力の確保、そういったようなことも含めて、必要となる場合、フルタイム任用職員として任用すると、そういうような考えでおります。

○議長（中井康雄君） 大和田議員。

○4番（大和田彰子君） 分かりました。

あと、パート勤務の中でも、35時間に満たない、例えば、給食センターとか保育園の代替職員などは、こういった勤務条件になるのか。

今までと変わらないのか教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 今の質問にお答えしたいと思います。

給食センターの職員ですけれども、今現在も35時間以内の嘱託職員というような形で任用しております。

よって、パートタイム任用職員として、35時間以内のパートタイム任用職員として採用を考えております。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 申し訳ありません。

ちょっと変わって説明させていただきます。

基本的には、代替の調理員等、日額及び時間給で雇用されているというふうに思います。

月額報酬の方も当然いらっしゃるから。

そういった方については、月額報酬ですので、今、総務課長が説明したとおり、月額の給与表があって、それにはめた形で支給をします。

ただ、代替で働いておられる方については、日額なり時間給ということになります。

ただ、基本になるのは、先ほど総務課長が説明をした一般職の職員の給与表をもとに、それを日数割したり時間数割をして単価を定めています。

ですから、待遇としては、基本的にパートタイムの会計年度任用職員と権利的にはほとんど変わらないことになります。

ただ、給与自体は、日額の単価自体は結構単価が上がるような形に、今の現状では設定されているということでもありますので、待遇的には改善がされるものというふうに考えてよろしいかなというふうに思うところがあります。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はありませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 1点だけ教えていただきたいなというふうに思います。

この会計年度任用職員制度については、ここに出ているように、かなりの分厚いそれぞれ中身になっておりますが、先日の全員協議会で詳しい資料に基づいて説明ありましたので、大卒理解をしているところでございます。

ただ、これ資料になるのですが、議案の資料の12ページに給与の決定に関する規則のうち、14ページの、今も話題となっております職種別基準表ということで、1号、2号の任用職員の基礎号給、あるいはまた上限の部分についてはこういうことで定めるよということでしたが、今もあつたように、中身が一般、あるいは保育施設管理、調理、学校特別支援ということでもありますけども、その他の業務ということ載っているのですが、現在、これ以外に、その他の業務に当てはまる職種の業種があるのかどうか。

あるいはまた、これから想定される業務というのかな、そういうものが予定されているものがあるのかを聞きたいというふうに思います。

なぜならば、その他の業務ということで、結構上限については、125号というようなことでかなり額が高いことを想定したその他の業務でないのかなというふうに理解するものですから、その辺について教えてください。

○議長（中井康雄君） 12時になります。

昼食としたいと思いますので、1時まで休憩といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

先ほどの質疑に対する答弁をお願いします。

川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） それでは、午前中に質疑のありましたその他の業務に係る部分であります。

この部分につきましては、地域おこし協力隊など、現在の雇用であれば観光専門員等が

当たります。

今後、その他の業務の上記に記載されている職種以外で任用した場合については、その他の業務で対応するものとなります。

引き続き、午前中で回答できなかった住居手当の関係についても引き続き説明をさせていただきます。

月額家賃への影響額ということではありますが、2万7,000円を超え6万1,000円未満の家賃を払っている方、これが今34名ほどおります。

こちらの方につきましては、2,000円以内の減額というふうになります。

さらに、家賃を6万1,000円以上払っている職員が2名ほどおります。

こちらの方につきましては、1,000円の増額というような形になります。

○議長（中井康雄君） それでは、ほかに質疑はありませんか。

では、これで質疑を終わります。

議案第61号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第61号、第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第62号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第63号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第64号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第65号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第65号、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第66号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第67号、中札内村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第68号 中札内村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中井康雄君) 日程第21、議案第68号、中札内村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、村道民税の現行の納税通知書発付時期による賦課事務及び住民手続きの不都合を解消する必要があることから、村道民税普通徴収分の第1期納期を改正しようとするものです。

また、このことによって生ずる納税者の経済的負担を緩和するために、固定資産税の第1期納期も併せて改正しようとするものです。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、坂村住民課長。

○住民課長(坂村暢一君) それでは、補足して説明をさせていただきます。

黒ナンバー12番、議案関係資料34ページをお開きください。

新旧対照表により説明をさせていただきます。

現在、個人の村道民税普通徴収分の第1期納期は7月1日から同月31日までとなっておりますが、他市町村と比べ1カ月遅いことから、課税事務や住民手続きの不都合が生じており、これらを解消するため、納期を1カ月早めようとするものであります。

また、村道民税の納期の変更に伴って、6月に納期が集中してしまうことから、固定資産税の納期についても1カ月早めようとするものであります。

具体的な改正の概要ですが、まず、村道民税普通徴収分につきましては、現在、7月上旬に税額を確定し、納税通知書を発布しているところですが、平成29年度から運用が始まりました情報提供ネットワークへの住民税課税情報の登録期限が6月上旬となっており、やむを得ず確定前の課税情報を登録している状況にあります。

福祉部門をはじめとする多くの関係機関が利用する情報ネットワークであり、早期に税額を確定し、確定後の税情報を登録することが望ましいと考えております。

また、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の算定をはじめ、福祉サービスの決定等に住民税の課税情報が必要となります。

特に国民健康保険税につきましては、課税基準となる村道民税よりも先に、納税通知書を発布している状況にあることから、納期の変更が必要と考えております。

そのほか、高等学校等への就学支援金制度の申請が6月となっており、村道民税普通徴収の方については、有料で所得課税証明書を取得いただいているのが現状であります。

続いて、固定資産税の納期の変更につきましては、村道民税の納期を6月に変更することに伴い、国民健康保険税、村道民税、固定資産税の3税が6月に集中してしまうことから、納税者負担への配慮を考慮し、固定資産税の納期を1カ月早めて、5月に変更しようとするものであります。

なお、5月への変更の理由としましては、地方交付税の算定の基礎となる固定資産税の課税状況等の国への報告期限が6月上旬であることから、早めることが妥当と判断し、5月に変更しようとするものであります。

この条例は、令和2年4月1日から施行しようとする。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第68号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 今、改正の理由、細かく説明していただいて、分かりましたが、逆に均衡を図るために、固定資産税を5月にとということですよ。

そうすると、地方税法の改正によって、村税条例の改正ということになるのですが、大体3月ぐらいに地方税法の改正が出てくるのかな、年度末ぎりぎりぐらいに。

そうしますと、それから1カ月ぐらいの間に、条例の改正事務だとか賦課事務だとかということが多忙な時期になるのですけれども、そんなことで逆に固定資産税の5月ということについては、かなり、今、電算化されていますから、昔と違うのかなというふうに思うのですけれども、そこら辺の事務は大丈夫だということ、これ改正出てきていると思うのですけれども、その辺のことと、併せて、納税者にとってみれば、1カ月早くなるわけですね、両方。

そうしますと、納税者のそれぞれ納税する予定等もあるのですけれども、できるだけ私は広報等で、こういう理由によって1カ月早くなるよという住民周知を徹底する必要があるのではないかとこのように自分としては思うのですけれども、その辺の予定について。

その2点について伺いたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 坂村住民課長。

○住民課長（坂村暢一君） 2点についてお答えいたします。

まず、毎年5月の臨時会、または6月の定例会のあたりで税条例の改正を行っております。

当然、固定資産税の納期が5月になるということで、この条例改正の事務ですね、煩雑になることは重々担当の方も承知をしております。

5月の納期にきちんと条例改正ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

2点目、住民への周知になります。

納期の変更ということで、これはとっても重要なことだというふうに私たち担当課の方では考えておりますので、住民周知につきましては、村の広報はもちろんなのですけれども、しっかりと周知をしてみたいと考えているところであります。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はありませんか。

それでは、これで質疑を終わります。

議案第68号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第68号、中札内村税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第69号 中札内村出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中井康雄君) 日程第22、議案第69号、中札内村出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、本村の子育て支援と少子化・人口減少対策に有効活用してもらいたいとの思いで、令和元年10月2日に4区長崎武氏より200万円のご寄附をいただいたことに伴い、出産祝金支給事業の拡充を図ろうとするものです。

ご本人の意向に沿った支援策となるよう調整し、協議をさせていただいた結果、現行の第3子以降のみを支給対象とした出産祝金について、次代を担う全ての出生児と子育て世帯を応援することを目的に、第1子及び第2子の出産・養育まで支給範囲を拡大するため、条例の改正を行うものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(中井康雄君) 補足説明、高島福祉課長。

○福祉課長(高島啓至君) それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー12番、議案関係資料の35ページをお開きください。

村長の提案の趣旨で、経過等のご説明をいたしました。長崎氏からのご寄附をきっかけとして、現行の出産祝金の制度について拡大を図るものとなります。

第2条、受給資格では、改正前の祝金の対象となる子どもの数の規定を削除し、改正後では、お子さんの出産日と養育期間の6カ月経過時において、ともに本村に住民登録がある者を資格対象とするものであります。

第3条の祝金の額は、これまでの第3子以降のみを対象とした10万円を、改正後は、第1子、第2子は同額5万円とし、第3子以降は10万円とする旨を文言標記するものであります。

最後に、附則の第1条では、翌年4月1日から施行期日を謳っており、附則の第2条経過措置では、寄附者である長崎氏のご意向を可能な限り反映するため、本年10月1日以降に出産したお子さんも、改正後の条例において適用する旨を規定するものであります。

条例の一部改正に関する説明は以上となりますが、推計出生数並びに出産祝金の試算額、財源などにつきましては、先の全員協議会において詳細を説明させていただいているほか、本件に係る予算は新年度予算において計上いたしますので、この場での説明は割愛させていただきます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第69号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第69号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第69号、中札内村出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第70号 中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第23、議案第70号、中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、本年5月31日に国で公布された「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」の内容に誤字脱字等の誤りがあったことから、8月30日付け官報において正誤表が掲載され、これに基づいた条例の一部訂正を行うものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 補足説明をさせていただきます。

同じく議案関係資料の36ページからの新旧対照表をご覧ください。

先に示された内閣府令に沿って、本村では、先の8月臨時会において、本条例の一部改正を提案し、可決いただいたところであります。

その後、内閣府令の内容に誤りがあったことから、8月30日付官報において、正誤表が公表され、道を通じて市町村への周知があったところであります。

今回の一部改正の対象は、新旧対照表に掲載する第14条、施設型給付費等の額に係る通知等から、第50条、51条、52条となりますが、いずれも国の示す文言等の箇条を正す内容であり、本村並びに保育施設等の利用者には影響がございませんので、条文ごとの説明については省略させていただきます。

なお、改正後の条例は、公布の日より施行いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第70号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第70号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第70号、中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第71号 中札内村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第24、議案第71号、中札内村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 本案件は、法律改正に伴う基準省令の一部改正及び見直しにより、放課後児童支援員が修了すべき認定資格研修の実施者を追加するほか、市町村において支援員の要件・基準を定めることが可能となったことから、研修の修了期間の設定を外し本村の実情に合わせるため、条例の一部を改正するものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 先ほどと同じく、議案関係資料の39ページをご参照いただきたいと思います。

右側の改正後をご覧くださいと思います。

第10条は、職員の資格、人数を規定する条文となりますが、放課後児童支援員が修了すべき研修の実施者に、指令指定都市が追加されたことから、第3条の都道府県知事の後に、所要の文言を追加するものであります。

下段、附則の第2条は、職員の経過措置やその期間を規定しており、改正後の条文では、放課後児童支援員認定資格研修の修了及び修了予定の期間を、今年度末に設定しております。

このたび、国の基準政令が従うべき基準から参酌すべき基準へと見直され、放課後児童支援員の要件については、各自治体の責任と判断のもとで、地域の実情を踏まえた対応は可能となりました。

このことを踏まえ、本村においては、放課後児童支援員の担い手確保が大変難しい現状にあることから、研修修了に係る経過措置期間をあえて明確にせず、当分の間の文言に改正するものであります。

また、研修の修了見込み者を含めた職員採用配置を可能とするため、以下の条文についても期間設定を削除するものであります。

最後になりますが、改正後の条例は公布の日より、附則第2条の経過措置につきましては、翌年4月1日から施行いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第71号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第71号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第71号、中札内村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第72号 中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の

制定について

○議長（中井康雄君） 日程第25、議案第72号、中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられたことに伴い、使用料について、消費税相当分を転嫁させていただくものです。

なお、捕獲料につきましては、消費税引き上げに伴う改定は行わず、現行単価のままとするものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、氏家産業課長補佐。

○産業課長補佐（氏家佑介君） それでは、補足説明申し上げます。

議案41ページ、大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例について、議案関係資料により説明させていただきます。

黒ナンバー12、議案関係資料の40ページ、新旧対照表をお開きください。

今回の改正は、消費税率の引き上げに伴い、条例第6条で規定する使用料の改訂を行うとするものであります。

改定額につきましては、放牧料については、1日1頭につき、村内牛を250円から255円に、村外牛を305円から310円に、舎飼料については、村内牛を570円から580円に、村外牛を775円から790円に引き上げようとするもので、改定額につきましては5円単位で調整しております。

また、この条例は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の使用料から新たな単価を適用しようとするものです。

なお、条例第7条で規定する捕獲料につきましては、指定管理者の変更に伴い、飼養方法や人口受精に係る設備等も変わり、捕獲料のあり方について、検討が必要な面もあることから、今回の消費税率引き上げに伴う改定は行わず、今後、利用料全体の検討、見直しに合わせ整理を予定しております。

最後に、本件につきましては、大規模草地育成牧場運営審議会に改定内容を諮問し、審議の結果、11月11日に承認の答申をいただいておりますことを申し添えます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第72号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番船田議員。

○6番（船田幸一君） 条例改正に伴って、利用料の改定、値上げということでございます。

先ほど、審議会の話もありましたけれども、主たる値上げの根拠、理由はどのようなことでしょうか。

○議長（中井康雄君） 氏家産業課長補佐。

○産業課長補佐（氏家佑介君） 今回の改定につきましては、消費税の引き上げに伴いまして、牧場の管理経費、支出側の経費が消費税増税の影響を受けまして上がりますので、それに伴いまして、使用料の方も改定するものであります。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はありませんか。

5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 今、消費税だけと言ったのですけども、今、こういう牧場等には莫大な金をかけているのですけども、そういう関係の中の値上げというのは考えなかったのですか。

○議長（中井康雄君） 氏家産業課長補佐。

○産業課長補佐（氏家佑介君） 現状、使用料で委託料の部分もカバーできないということは押さえておまして、また、牧場の課題としましても、施設の老朽化の対応の部分、あと、装置更新の部分など、ほかの課題もございまして、今後の整備の見通しと併せて、負担のあり方についても検討していきたいということで考えております。

○議長（中井康雄君） 5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） それは今考えていきたいというのは、村からの考えなのか、ここに預けている農家の人の考えなのか聞きたいのですけども、今までずっとほかのものも含めながら、牧場に関しての金はものすごく村から出しているはずなのですよ。

やっぱり消費税が上がったから消費税分だけ上げるのではなくて、やっぱり今までこういうふうにかかっているこの農家の人も少し考えていかないと。

これ多分、村としてこれから永久にこれ以上の金を出していかなくてはいけない状況があるような気がするのですよ。

申し訳ないですけども、やっぱり農家の方にも、少しそういうものを負担背負うような形の中の利用料というのは、上げる方向で考えていただきたいと思っておりますけども、いかなものですかね。

○議長（中井康雄君） 氏家産業課長補佐。

○産業課長補佐（氏家佑介君） 審議会の方の意見としましても、もちろん新たな指定管理者による運営方法の見直しでコスト削減を図るといふ部分もいただいておりますし、村と受益者との負担のあり方についても、見直しも含めて検討すべきという意見もいただいておりますので、その辺も踏まえながら検討していきたいと考えております。

あと、今申し上げた2点につきましては、答申の中でも付帯意見ということでいただいております。

○議長（中井康雄君） 5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） いい意見出たと思うのですけども、ぜひ、その辺は考えていかないと。

村から今出している金というのはとんでもない金なのですね。

我々畑作の人に聞いても分かるのですけども。

そんなことも含めながら、自分たちでこういうものを負担しながら、少しでもやっつくというような形の中の、今意見が出たというからいいのですけども、ぜひ、そういう前向きな形の中で、自分たちでやっていくようなシステムを考えていただくようお願いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） ご意見としてよろしいでしょうか。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第72号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第72号、中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第73号 中札内村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中井康雄君) 日程第26、議案第73号、中札内村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

道路法施行令の一部を改正する政令が、令和元年9月27日に公布され令和2年4月1日から施行されることとなりました。

村の定める道路占用料は、これに準じて定めておりますことから、令和2年度から改定料金に適応させるため条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、成沢施設課長。

○施設課長(成沢雄治君) それでは、補足説明を申し上げます。

新旧対照表により説明をさせていただきます。

黒ナンバー12、議案関係資料、41ページをお開き願います。

ただいま提案説明でありましたように、今回の条例改正につきましては、道路法施行令の改正によるもので、内容につきましては、道路占用料が固定資産税評価額の評価替等に伴い改定されることによるものでございます。

村の道路占用料は、これに準じることとしておりますので、新旧対照表の41ページから44ページまで比較してご覧いただきたいと思いますが、改正後の額につきましては、道路法施行令政令の額と同様としております。

附則ですが、この条例は、道路法の改正政令同様、令和2年4月1日から施行するもの

といたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第73号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番船田議員。

○6番（船田幸一君） お尋ねします。

5番の44ページと、関係資料12の41ページの金額が別表中1本につき1年310円、片方は、改正前、資料の方では、改正前と改正後があるのですが、改正する条例案の中では、旧の数字が使われているのですが、これは何かの間違いではないでしょうか。

○議長（中井康雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 議案資料の5番のことだと思うのですが、44ページから45ページの途中までが改正前のもので、それ以降が改正後というふうな形になっているので、ちょっと見方が見づらいのかなと思いますが、最初に改正前のものを入れて、その後に改正後こうなりますよという表現になりますので、表が多くて見づらいのかなと思いますが、そういったことになりますので、間違いとかそういうものではないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

議案第73号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第73号、中札内村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第74号 中札内村普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第27、議案第74号、中札内村普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

現行の河川占用料は、平成27年4月に改定しておりますが、その後の社会情勢の変化への対応や、公平・均衡の確保のため、北海道条例であります河川法施行条例の河川占用料金

に準じて、村普通河川管理条例に適用される事項について改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） それでは、補足説明を申し上げます。

先ほどと同じく新旧対照表により、説明をさせていただきます。

議案資料の45ページをお開き願います。

村の河川占用料は、北海道の河川法施行条例に準じることとしており、先ほど決定をいただきました道路占用料の改正に合わせて、同時期に改正することとしてございます。

新旧対照表の45ページから48ページまで比較してご覧いただきたいと思います、改正後の額につきましては、北海道の河川法施行条例にて改正された額と同額としております。

附則ですが、この条例は、道路占用料の改正と同時期とするため、令和2年4月1日から施行するものとしたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第74号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 1点聞きたいのですが、先ほど、道路法に基づいて改正したということで、内容については評価替に伴って増額となったという、簡単に言えばそういうことだと思うのですが、今提案されている普通河川の方の別表を見ると、番号の1から6までについては、それぞれ改正後に値上がりとなっているのですよね。

8から11までについては、逆に値下げとなっているのですが、さっきの経過から言うと、評価替によって全体的に上がったので増額の改正にしたのかなというふうに思うのですが、同額に改正をしているという理屈は分かるのですが、片一方は上がっている、今言っているものについては値下げをするという、そこら辺の状況がどういう状況なのかなというふうに思いますので、何か連絡来ていると思いますので、併せて伺いたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 先ほどの固定資産の関係での評価替という部分については、あくまでも道路法の改正に伴うもので、国が定めたもので料金の改定をするということでございます。

今回の道路法の改正につきましては、一部上がったものもありますし、下がった部分もあると。土地等の評価により、上下があったのかなというふうに押さえているところでございます。

河川の占用料につきましては、法で定められておまして、都道府県で定めることができるというふうな形で定めて、村においても、個々で定めることができますが、中札内村につきましては、道条例の占用料を準じて、今までも改正をしてきているというところでございます。

あくまでも、河川の占用料につきましては、固定ばかりではなく、当然流水の占用料だ

とか土地に係るものを、さらには、砂利だとかそういった部分の占用料に当たりますので、あくまでも固定だけではないという認識をしているところでございます。

最初に言われた1番から6番につきましては、流水での占用料になってございますので、この部分については、道の方の改正も確認したところを、消費税アップ分がちょうど改正額になっているのかなというふうには押さえているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） これで質疑を終わります。

議案第74号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第74号、中札内村普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第75号 中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第28、議案第75号、中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

水道法及び水道法施行令の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定に対し更新制度が導入されたことに伴い、水道事業給水条例の一部を改正しようとするものです。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） それでは、補足説明を申し上げます。

先ほどと同じ新旧対照表により説明をさせていただきます。

黒ナンバー12、議案資料49ページをお開き願います。

ただいま提案説明でありましたように、今回の条例改正は、水道法の改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定に対し、従前までは指定に係る有効期限は設けられておりませんでした。改正法では、指定の期間は5年とされ、更新が必要となったことから、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、新旧対象表の第29条の中で、9条中指定の次に次の更新を加えるもので、この更新に対する手数料として、別表第2の種別に更新を加え、手数料の額につきましては、指定の更新の導入におけるガイドラインにおいて、更新に係る事務手続きや更新要件は水道法の規定を準用することとされていることから、新規指定と同様と考えられるとなっております。

そのことから、同様の1万円とさせていただきます。

附則ですが、この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第75号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第75号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第75号、中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第76号 中札内村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第29、議案第76号、中札内村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行されることに伴い、成年被後見人等の権利制限を排除するため、地方公共団体においても欠格条項の削除をあわせて行うものです。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 議案76号、中札内村消防団員の定員、任免、給与、服務等

に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー 12 番の議案関係資料 50 ページ、最後のページになります。

お聞きいただきたいと思います。

今回の改正は、先に、職員の給与に関する条例及び職員の分限についての手続き及び効果に関する条例の一部改正の説明時にも申し上げましたが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、本年 6 月 14 日に公布され、6 カ月経過した 12 月 14 日から施行されます。

この法律の施行により、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除するのではなく、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断するものへと適正化する必要があります。

よって、(1) の成年被後見人または被補佐人を削除するとともに、常用漢字で表記されていない用語や形式など用語等の見直しによる改正を併せて行うものでございます。

なお、この条例の施行については、附則のとおり、令和元年 12 月 14 日より施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第 76 号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第 76 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 76 号、中札内村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 76 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 30 議案第 77 号 中札内村児童館に係る指定管理者の指定について

○議長（中井康雄君） 日程第 30、議案第 77 号、中札内村児童館に係る指定管理者の指定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内村児童館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提案するものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） それでは、補足説明いたします。

黒ナンバー5番、議案の54ページをお開きください。

児童館の主たる設置目的は、子どもの健全育成を図ることに合わせ、地域に児童福祉に関する援助機能が含まれております。

中札内村社会福祉協議会は、平成19年4月より、今年度末まで通算で13年間の指定管理受託者であるとともに、地域の子どもの対象とした放課後児童クラブの運営を開設時から受託しており、本村の児童育成に関する長年の経験とノウハウが蓄積されております。

つきましては、令和2年4月1日から5年間の中札内村児童館の指定管理について、中札内村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例、第5条、第1項、第1号に基づき、前回の指定と同様に、公募によらない方法で指定の団体を選定するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第77号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第77号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第77号、中札内村児童館に係る指定管理者の指定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第78号 上札内交流館に係る指定管理者の指定について

○議長（中井康雄君） 日程第31、議案第78号、上札内交流館に係る指定管理者の指定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○**村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、上札内交流館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提案するものです。

詳細については、教育次長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○**議長（中井康雄君）** 補足説明、阿部教育次長。

○**教育次長（阿部雅行君）** 補足説明申し上げます。

上札内交流館の指定管理者の選定にあたりましては、地方自治法第244条の2及び中札内村の公の施設に係る管理者の指定手続き等に関する条例、第2条に基づき、公募による選定を進めてきました。

管理期間を、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間指定し、10月1日から公募を行い、応募があったフロンティア会議について、11月12日に指定管理者選定委員会を開催し、申請団体のヒアリングなどを行っております。

フロンティア会議は、これまで13年間、同施設の管理を受託し、適正な管理運営を行っており、施設の管理運営に関する知識、能力を有していることから選定し、本議会での議案として提案させていただいております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○**議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第78号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番黒田議員。

○**3番（黒田和弘君）** 今、補足がありまして、10月1日から公募をしたということなのですが、フロンティア会議1社だけなのでしょうか。

ほか、何社かあったのかどうか、その点を聞きたいというふうに思います。

○**議長（中井康雄君）** 阿部教育次長。

○**教育次長（阿部雅行君）** 応募があったのはフロンティア会議1社です。

○**議長（中井康雄君）** ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

議案第78号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第78号、上札内交流館に係る指定管理者の指定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

1時間経過いたしました。

休憩をしたいと思います。

2時15分まで休憩いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時02分
再開 午後 2時15分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

- ◎日程第32 議案第79号 令和元年度中札内村一般会計補正予算について
- ◎日程第33 議案第80号 令和元年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
- ◎日程第34 議案第81号 令和元年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
- ◎日程第35 議案第82号 令和元年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
- ◎日程第36 議案第83号 令和元年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（中井康雄君） この際、日程第32、議案第79号、令和元年度中札内村一般会計補正予算について、日程第33、議案第80号、令和元年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について、日程第34、議案第81号、令和元年度中札内村介護保険特別会計補正予算について、日程第35、議案第82号、令和元年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について、日程第36、議案第83号、令和元年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についての5件を一括して議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ1億4,940万2,000円を追加し、総額を56億2,922万8,000円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ1,404万4,000万円を追加し、総額を4億7,354万4,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ129万8,000円を追加し、総額を2億7,094万9,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ38万7,000円を減額し、総額を3億2,540万2,000円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ1億629万2,000円を減額し、総額を2億5,740万4,000円に調整したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定ください。

さいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、はじめに、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） それでは、一般会計補正予算書の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー7番、一般会計補正予算書により、歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係ある特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

最初に、総体的な事項といたしまして、先ほど決定いただきました議員報酬、村長等給与、職員の給与に関する条例の一部改正などによる人件費の補正について、説明をさせていただきます。

47ページをお開きください。

特別職の表、下段、比較の欄でございますが、長等の欄、期末手当9万8,000円の増額は、0.05カ月引き上げたことによるものでございます。

次に、48ページをご覧ください。

一般職に係る給与費明細書であります。退職者による減額分と給与改定による増額分、時間外勤務手当の増額分を調整しております。

具体的な増減額の明細は、次の49ページに給料、職員手当、それぞれ、給与改定に伴う増額分、その他の増減分として記載しております。

次に、47ページに戻りまして、特別職の共済費、48ページ、一般職の共済費、それぞれの増額でございますが、これは給与改定などによるものでございます。

なお、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、3会計の人件費に係る部分についても、給与改定によるものでございます。

人件費に係る補足説明は省略させていただきます。

次に、共通する事項について、ご説明を申し上げます。

ふるさと納税であります。

8月5日の臨時議会における補正予算において、4月から7月までの状況を踏まえ、寄付金見込額を推算し、2億7,555万円として計上して決定いただきましたが、11月20日現在で、2億5,000万円を超える寄付がありました。

これを受けて、今後見込まれる時期的な増加を考慮し、ふるさと納税の寄付見込額を4億1,000万円と推算しました。

19ページをお開きください。

中段、説明欄、ふるさと納税費の増額でございますが、推算したふるさと納税の寄付見込額4億1,000万円を想定し、事務賃金、返礼品に係る報償費、手数料、委託料など、差し引き総額7,855万6,000円を追加するとともに、15ページ中段からの総務一般経費の需用費における印刷機のインク代、コピーカウンター料、コピー用紙の消耗品を追加するものでございます。

また、推算した寄付見込額4億1,000万円について、事務賃金、返礼品に係る報償費等経費の一般寄付のふるさと応援寄付金として受け、その差引額を寄付者からの意向に基づき、ふるさと活性化基金、豊かな環境等創成基金、福祉基金、文化振興基金など4基金にそれぞれ追加して積み立てを行います。

そのため、歳入歳出とも同額を予算計上しております。

それでは、これから歳出の主なものから説明させていただきます。

それでは、17ページをお開きください。

下段、2款総務費、1項総務管理費、7目電子計算費、説明欄、財務会計システム改修委託103万円の追加は、財務システムにおいて、先ほど決定いただきました会計年度任用職員制度への対応で、地方自治法施行規則の改正により、給与システムの連携を図るため追加しようとするものでございます。

次に、19ページをお開きください。

上段、2項企画費、3目まちづくり推進費、説明欄、ふるさとづくり事業補助金48万7,000円の追加は、行政区の歴史伝承事業等に対して助成するため、追加しようとするものでございます。

特定財源として、ふるさと活性化基金繰入金を、同額の48万7,000円を追加しております。

次に、ページが飛びますが、25ページをお開きください。

25ページ、下段、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄、地域支援推進委員賃金198万9,000円の減額は、地域おこし協力隊が7月末をもって退職したことによるものでございます。

その下段、説明欄、デイサービス車両購入助成補助金158万8,000円の追加は、ポロシリ福祉会において、デイサービス送迎車両を購入し、増車を図るもので、札幌馬主協会からの補助金を活用して購入するものでございます。

その下段、説明欄、法外援護260万円の追加は、灯油価格の高騰により、世帯当たりの支給額を5,000円から1万5,000円に増額することによるものでございます。

特定財源として、地域づくり総合交付金50万円も併せて追加しております。

次に、27ページをお開きください。

中段、4目障害者福祉費、説明欄、自立支援医療費50万4,000円の追加は、厚生医療給付及び育成医療給付費の支出が、今後見込まれるため、増額を行うものでございます。

次に、28ページをお開きください。

中段、9目後期高齢者医療費、説明欄、療養給付負担金52万8,000円の追加は、平成30年度における市町村療養給付費負担金額が確定したため、精算を行うものでございます。

次に、30ページをお開きください。

下段、2項児童福祉費、4目上札内保育園費、説明欄、保育士代替賃金262万9,000円の減額は、昨年度まで上札内保育園で雇用していた方が退職したため、中札内きらきら保育園から代替職員を派遣して対応したものでございます。

次に、32ページをお開きください。

中段、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、説明欄、帯広厚生病院運営費補助金58万円の追加は、補助対象経費が確定したため、増額するものでございます。

次に、35ページをお開きください。

下段、6款農林業費、2項農業費、1目農業振興推進費、説明欄、堆肥化处理施設攪拌機ロータリー製造委託2,919万5,000円の増額は、発酵施設の攪拌機のメインパイプが経年劣化及び腐食による破損し、使用不能となったため、破損部品を製造し、交換を行うものでございます。

また、本委託については、5カ月間余りの期間を要することから、繰越明許費として取進めようとするものでございます。

さらに、その下段、説明欄、堆肥化处理施設修繕工事165万9,000円の減額は、入

札執行及び工事完了に伴う工事額確定によるものでございます。

特定財源として、公共施設等整備基金繰入金を双方の工事請負費を精査した2,750万円を追加しております。

次に、36ページをお開きください。

上段、2目農業振興事業費、説明欄、畑作構造転換事業補助金280万1,000円の減額は、今年度の取組事業の完了に伴い、面積が確定したものでございます。

特定財源の畑作構造転換事業補助金と併せて減額するものでございます。

次に、37ページをご覧ください。

3項畜産費、2目畜産振興費、説明欄、家畜防疫事業補助金205万円の減額は、事業費の予算確定に伴い、特定財源の家畜防疫事業寄付金と併せて減額するものでございます。

次に、その下段、3目牧場費、説明欄、牧場用備品495万円の減額は、ホイールローダー及びミキシングフィーダーの購入に際し、入札執行に伴い、契約額の確定によるものでございます。

併せて、特定財源の食と農業農村振興基金繰入金も減額するものでございます。

次に、39ページをお開きください。

上段、7款及び1項商工観光費、3目観光費、説明欄、印刷製本費84万2,000円の追加は、現在使用している観光パンフレットの在庫数が残りわずかな状況になったため、増刷するものでございます。

次に、40ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費、説明欄、道路維持補修工事180万4,000円の減額は、工事請負額が確定したものであります。

次にその下段、4目道路改修費、説明欄、調査設計委託690万2,000円の減額は、委託料の確定によるものでございます。

また、道路改良舗装工事896万3,000円の減額は、工事請負額の確定によるものでございます。

特定財源の社会資本整備総合交付金と、公共施設等適正管理推進事業債を併せて減額するものでございます。

次に、41ページをご覧ください。

8款土木費、4項及び1目地籍整備費、説明欄、50万9,000円の追加は、土地の地目変更や分筆件数が、当初見込んだ数量よりも増加したことによるものでございます。

次に、42ページをお開きください。

5項住宅費、3目村営住宅管理費、説明欄、126万5,000円の追加は、今後、冬期間における公営住宅の修繕が見込まれるため、増額するものでございます。

次に、45ページをお開きください。

下段、10款教育費、5項社会教育費、2目施設管理費、説明欄、上札内交流館管理委託92万6,000円の追加は、上札内交流館に係るA重油単価アップによるものに加え、管理受託者が消費税法による課税業者となるため、追加するものでございます。

次に、46ページをお開きください。

中段、3目社会教育振興費、説明欄、交流の杜給油配管改修工事336万6,000円の追加は、10月25日の臨時議会で決定いただきました補正予算で、中札内交流の杜における地下タンク漏洩箇所調査を取進めた結果、漏洩箇所が特定できたため、修繕を取進めるものでございます。

次に、その下段、4目文化創造センター管理費、説明欄、屋上防水補修工事57万7,000円の減額は、工事請負額確定によるものでございます。

次に、その下段、13款諸支出金、1項及び1目特別会計繰入金、説明欄、公共下水道会計412万9,000円の追加であります。国の交付金カットによる工事費の縮減と、浄化センターの修繕に対して、一般会計からの繰出金として追加しようとするものでございます。

次に、戻りまして、10ページをお開きください。

歳入について主なものを説明いたします。

最初に、8款、1項、1目地方特例交付金、説明欄、減収補てん特例交付金279万5,000円の追加は、自動車税及び住民税の減収に対する補てんする特例交付金額が確定したため、増額するものでございます。

次に、その下段、9款、1項、1目地方交付税の普通交付税であります。一般財源の歳出に見合う額として、484万5,000円を追加し、調整しようとするものでございます。

次に、その下段、11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、説明欄、常設保育所負担金817万4,000円の減額は、本年10月1日より保育料を全員無償化したことによるものでございます。

次に、12ページをお開きください。

14款道支出金、3項委託金、1目総務委託金、説明欄、知事及び道議会議員選挙委託金90万5,000円の減額と、参議院議員選挙委託金35万6,000円の減額は、歳出執行額が確定したことによるものでございます。

次に、13ページをご覧ください。

15款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、説明欄、出資配当金54万6,000円の増額は、十勝広域森林組合から配当金額が確定したことによるものでございます。

最後になります。

次に、14ページをお開きください。

19款諸収入、6項、1目雑入、説明欄、損失補償費454万3,000円の増額は、札内川導水路工事に伴う損失補償費で、村有林及び採草地に対する補償であります。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、坂村住民課長。

○住民課長（坂村暢一君） それでは、補足をして説明をさせていただきます。

国民健康保険特別会計補正予算、黒ナンバー8番、補正予算書7ページをお開きください。

最初に歳出になります。

上段、2款保険給付費、1項療養諸費の説明欄、一般被保険者療養給付費で、医療費の被保険者負担分である療養給付費833万7,000円の追加及びその下段、2項高額療養費の説明欄、一般被保険者高額療養費227万3,000円の追加ですが、これは当初見込んだよりも多く推移しており、不足を生じる可能性があることから追加しようとするものであります。

その下段、4項出産育児諸費の説明欄、出産育児費、出産育児一時金290万4,000円の追加ですが、現在まで4人の方に支給しておりますが、今後、8件程度の支出が見込

まれることから増額するものであります。

これらに関連する歳入につきまして、ご説明をいたします。

6ページに戻っていただきたいと思えます。

2款道支出金、1項道補助金、1節保険給付費等交付金、普通交付金1,351万5,000円を追加し、財源の調整をしております。

歳出に戻ります。

8ページをお開きください。

下段、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、説明欄、一般被保険者医療給付費分27万4,000円の追加。

その下段、退職被保険者等医療給付費分23万8,000円の減額、その下段、9ページ上段になりますが、2項後期高齢者支援金等分、説明欄、一般被保険者後期高齢者支援金等分8万1,000円の追加。

さらにその下段、退職被保険者等後期高齢者支援金等分7万1,000円の減額。

その下段、3項介護納付金分、説明欄、介護納付金分の7,000円の減額ですが、当初予算時に北海道から示された概算額に対して、納付金の額が確定したことにより、それぞれ調整するものであります。

次に、10ページをお開きください。

6款保険事業費、2項特定健康診査等事業費、説明欄、特定健康診査等事業、特定検診等委託49万円の追加ですが、この事業は、検診結果の情報提供を委託した医療機関から受け、特定検診の受診率の向上を図っていかうとするものですが、今後、支出が見込まれることから増額をするものであります。

これに関する歳入ですが、ふたたび6ページに戻っていただいて、歳入の下段、5款繰越金、1節繰越金52万9,000円を追加し、財源の調整を行っております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） 次に、高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） それでは、介護保険特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー9番、介護保険特別会計補正予算書をご用意いただき、予算書の6ページ、歳入をお開きください。

上段の3款国庫支出金、4目保険者機能強化推進交付金24万6,000円は、各自治体における高齢者の自立支援、介護予防事業などの取り組みを対象として、評価、交付されるもので、新たに交付額の内示があったことにより追加するものであります。

その他の歳入につきましては、歳出側補正予算の財源調整を理由とするものですので、個々の説明は省略させていただきます。

次に、8ページ、歳出をお開きください。

中段、4款地域支援事業費、介護予防生活支援サービス事業費、19節107万7,000円の追加は、説明欄に内訳を記載しておりますが、いずれも要支援1、2に該当する方のホームヘルプサービスとデイサービスの利用増に伴うものであります。

補正に伴う歳入の財源内訳は、ページ中列、記載のとおりでありますけども、上段の国庫支出金26万9,000円以下、記載のとおり、見込額として財源調整を行うものであります。

次に、9ページの中段、一般介護予防事業費、7節賃金の15万円の追加は、介護予防教

室、訪問等に対応する保健師賃金が不足する恐れがあるため、追加を行うものであります。
財源内訳は、中列、10ページにかけての記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

最後に、10ページ中段、介護保険事業積立金3万8,000円の減額は、今回の補正に伴い、介護保険会計全体の財源調整を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） それでは、簡易水道事業及び公共下水道事業等別会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

黒ナンバー10番、簡易水道事業特別会計補正予算書の9ページをお開き願います。

歳出の予算から説明をさせていただきます。

1款簡易水道費、1項水道経営費、1目一般管理費、説明欄下段、施設整備費委託料68万1,000円の減額は、入札による執行残でございます。

その下段、一般経費委託料、簡易水道事業法適用化委託は、当初予算額220万円に対し、入札額が16万5,000円と大きく下回ったことにより、203万5,000円を減額するものでございます。

10ページをご覧ください。

説明欄上段、公課費、消費税59万6,000円の増額は、確定申告により額が確定したことによるものでございます。

その下段、簡易水道事業基金積立金は、歳入歳出の増減により、1万5,000円を追加し、財源調整を行うものでございます。

その下段、2目受水費、説明欄、負担金補助及び交付金、十勝中部広域水道企業団負担金の追加は、4月から5月にかけて、札内川の水源が高濁度となり、予定以上に企業団からの受水が必要となったため、今後の予測を含め、134万4,000円を追加するものでございます。

次に、7ページに戻っていただき、歳入でございます。

1款負担金及び負担金の共同施設維持管理費負担金28万7,000円の追加は、共同施設維持管理費の増額に伴い、それぞれの負担割合に応じて増額するものでございます。

5款繰越金150万円の追加は、前年度余剰金を繰り越すものでございます。

8ページをご覧ください、7款村債、簡易水道事業債220万円の減額は、歳出で説明いたしました簡易水道事業法適用化事業の入札額が低かったため、事業債の対応を行わないこととし、全額を減額するものでございます。

以上で、簡易水道の補足説明を終わらせていただきます。

次に、公共下水道事業について、ご説明をさせていただきます。

黒ナンバー11番、公共下水道事業特別会計補正予算書の9ページをお開きください。

同じく歳出から説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄中段、下水道事業事業費委託料、下水道調査設計委託577万1,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の配分額の減額により、執行残によるものでございます。

その下段、水道事業法適用化委託203万5,000円の減額は、先ほど簡易水道事業の方でも説明いたしましたが、内容としては同じく入札が大きく下回ったことによるものでございます。

その下段、工事請負費、終末処理場処理施設工事1億798万円の減額は、社会資本整備総合交付金の配分額の減により、一部工事を見送ったことによる執行残となっております。

次に、10ページをご覧ください。

2款浄化センター維持管理費、説明欄上段、委託料、脱水汚泥堆肥化処理委託59万円の追加は、水質の悪化により、汚泥量が増加となったことによるものでございます。

その下段、工事請負費、浄化センター修繕工事は、浄化センターの汚水流入部にあります除塵機が11月13日に故障し、早急に対応しなければ、他の機械にも影響を及ぼす恐れがあるため、944万1,000円を追加し、対応するものでございます。

7ページに戻っていただき、歳入でございます。

3款国庫支出金、下水道国庫補助金、5,953万8,000円の減額は、社会資本整備総合交付金が事業要望に対し、約42%程度の配分となったことによるものでございます。

4款、繰入金412万9,000円の追加は、歳入歳出の増減により、財源調整を行うものでございます。

5款繰越金90万6,000円は、前年度余剰金を繰り越すものでございます。

8ページをご覧ください。

7款村債、下水道事業債5,200万円の減額は、社会資本整備総合交付金の配分額の減により、当初予定の工事を見送ったため、事業債の借入も減額となるものでございます。

以上で、下水道事業の補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから5件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） それでは、何点かお伺いいたします。

35ページの農業振興推進費委託料ですけども、先ほど、堆肥化処理施設の攪拌機が壊れたということで、2,919万5,000円ですが、上がってきているのですけども、これ、ちょっと前に聞いた話では、1台壊れたということで、もう1台の方についても、確か同じ年に入っているの、危険性があるので2台まとめて直すというふうな話もちょっと聞いております。

その辺も確認したいと思います。

それとあと、この攪拌機ですけども、確か8月ごろ、夏ごろに壊れたという話も聞いているのですけれども、それであるのに、その後、攪拌ができないので、今のところショベルローダーで攪拌をしながら堆肥を製造しているという話も聞いているわけですけども、そのような製造方法で果たして本当に良質な完熟堆肥ができ上っているのかどうかというのを確認されているかどうか。

その点についてもお聞きします。

それと、また、今年、春ごろから堆肥、畑作農家が堆肥申し込んであったのですけれども、堆肥の量が少なくて減らしてくれという話が来ました。

それで、申し込んだ分当たらずで、かなり減らされたと思うのですけれども、それとまた、来年使う分ですね、来年の春に使う分についても一律何割か減らしていただきたいという話が来ております。

そのような話が来ているのですけども、それは攪拌機が今故障した影響で影響している

のか。

それとも需要が伸びたために、来年の使用量あたりが各自減らさなければならないのか。その辺もちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それともう1点は、37ページの畜産振興費、先ほど説明あったのですけれども、ちょっとよく聞き取れなかったので、再度説明をお願いしたいのですけれども、家畜防疫事業補助金ですね、205万円減額ということなののですけれども、これ当初、多分予算では515万円ほど見ていたと思うのですけれども、ここ過去ずっと見ていると大体同じぐらいの金額で推移してきていたと思うのですけれども、確かこれ、農協さんの方から260何万だか、寄付をいただいて、そしてまた、村の方から250万円ほど拠出をして、自衛防さんの方の補助金か何かに充てていたのではないのかなというふうに思うのですけれども、今回、なぜこの205万円ほど減額になるのか。

もう少し理由を説明していただきたいなというふうに思います。

それともう1点は、44ページの教育費の方ですけれども、国際交流推進事業費、その言語学指導講師費ですか、そこに20万円見ているのですけれども、地域おこし協力隊支援補助金ということで20万円見ているのですけれども、ちょっとこれがどういうものなのか自分には理解できないので、ちょっともう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 氏家産業課長補佐。

○産業課長補佐（氏家裕介君） まず、堆肥化处理施設の委託の部分でございますけれども、まず、攪拌機が故障した経過についてでございます。

8月下旬に堆肥化处理施設、2棟ございまして、同様の攪拌機が備わっているのですけれども、そのうちの1棟の攪拌しているメインパイプが経年劣化、腐食により折れまして、動作が停止いたしました。

その後、修繕に向けた検討を進めてきたのですけれども、もう1棟の方も、当初、翌年度の整備なのですが、期間的には半年程度しか変わらないということでございますので、同程度の劣化が想定されるということから、併せて、2棟分の修理を行おうということで、今回の金額となっております。

交換にあたっては、腐食対策もほどこした上で実施しようと考えております。

また、この間、攪拌機止まってショベルの方で対応しております。

指定管理者の方で、人員増をしていただきまして、今まで自動で機械で攪拌していた部分を機械で行っております。

堆肥の質については、指定管理者の努力いただきまして、今までのものとそう変わらない質が確保できると思っておりますのですけれども、何分作業の方でかなり負担が、現場段階ではかかっているというふうに見ております。

そして、堆肥の量の部分でございます。

今年度の当初は、若干取りまとめしていただいている農協さんと行き違いがあったそうなので、当初、提供可能量をお伝えしていたのですけれども、ちょっとそこで行き違いがあったので、その辺の話なしに全部お受けした関係で、結果としてお断りする部分が出てきたというふうに聞いております。

現在、攪拌機止まった部分で、ショベルでやっているのですけれども、その部分の生産量の影響なのですけれども、今のところ昨年度の生産量と大きく減にはならないということで見込んでおります。

続きまして、家畜防疫事業の補助金についてです。

37ページの自衛防疫組合に対する補助でございます。

こちら、自衛防疫組合の決算状況等確認したところ、ちょっと繰越金が増加傾向にあるものですから、今年度の、新年度入りまして、総会開催するにあたりまして、事業予算の方、村の補助金を例年の500万円入れなくても事業展開可能だということで、今年度につきましては減額して、交付決定しております。

あと、今回、堆肥化処理施設の方なのですが、8月に故障して以降、この段階の提案になった理由なのですけれども、もともとの道営事業で整備したときの会社等、もう現在やっていない状況でして、その辺で工事可能業者ですとか、施工方法等ちょっと確認していく中で、10月中旬ぐらいまで検討がかかってしまいました。

その後、受益者協議会ですとか、説明していった結果、今回、12月の提案ということになりました。

産業課分は以上です。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） それでは、44ページ、語学指導講師、地域おこし協力隊支援補助金20万円について、ご説明いたします。

語学指導講師なのですけれども、一昨年からモニカさんに来ていただいて、小学校等に入っております。

新学習指導要領が来年度から移行することになります。

これは英語の授業が増えるということになりまして、今は移行期間中ですので、多少、来年度よりも少ない数字、少ない時間数になっています。

今現在、移行期で2年間来て、徐々に増やしてきているのですけれども、一人では負担がちょっと大きい。

それに、今、キッズイングリッシュ等その他の事業等を行っておりますので、新たにもう一人、外国語指導講師を新年度、来年4月から採用したいという考えであります。

今回の20万円につきましては、採用にあたって面接試験を行います。

2年前に観光推進員を採用したときにも、この補助金という形で面接に来る旅費相当分を補助という形で支給していました。

今回は、その面接に来る旅費相当分を20万円で見ています。

想定といたしましては、東京往復の飛行機等で4万円掛ける5人程度を見ています。

地域おこし協力隊にしたのは、本来であれば、一般的に採用しても構わないのですけれども、なるべく財政的に有利な制度で雇用できればいいかなと思ひまして、地域おこし協力隊を募集している状況であります。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 堆肥化処理の攪拌機ですけれども、以前の業者がつぶれたため、いろいろ探していたために、ちょっと補正に上げるのが遅れたというようなことございました。

ただ、補正、今回上ってこれから発注ということになると、先ほど説明の中でも5カ月ほどかかるということで、本当に春以降ぐらいになってしまうのかな。

多分、今、堆肥の需要等伸びてきていますので、できれば本当はもっと早くに直していただければなというふうに思うのですけれども、なかなか業者が見つからなかったということで分かりました。

あと、自衛防への補助金ですけれども、これも剰余金が増えてきたということで、ちょっ

と見直しをかけたということなのですが、この自衛防への補助金というのは人件費の分を充てるために補助を出しているのか。

それとも、石灰ですとか薬ですとか、そういったものための補助金なのか。

その辺はどういうようなことで補助を出されているのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 暫時休憩いたします。

休憩を解きたいと思います。

今、資料、確認に行っておりますので。

ほかに質問はありますか。

5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 関連でいったら分からないよね。

関連は関連だけど、ちょっと難しいことでもないのだけでも、今、堆肥化施設の修理で、壊れて、その業者がつぶれていないという話なのだけでも、今、堆肥が今大体農家が頼んだところの7割しか当たっていないのです。

不足でみんな困っているわけですよ。

今、壊れたから業者探すなんて、大体そんなところに頼む方がおかしいのだけでも、終わってしまったから仕方がないのだけでも、ちょっと外れるかもしれないけども、今、堆肥を多分2軒から入れているのかな、3軒か。

2、3軒しか入っていないので、全然需要が間に合わないのだけでも、もう少し、ここは本当に金のかかっている、さっきのあそこの牧場と一緒に金かかっているところなので、やはり少し稼いで、もう少し拡大するのか機械導入をするのか知らないけども、原料が足りないという話を聞いているので、もう少し、やっぱり堆肥をつくることを考えるような形の中でやっていかないと。

壊れたからってこんなことしていたのでは、何のためにやっているか分からないのですよ。

ましてや赤字なのですよ、いつも金補てんして。

そういうところはもう少し頑張るように努力してもらわないと。

壊れたからってこれで済む話ではないのですよ。

何とかその辺も検討していただかないと。

大事なところなのです。

今、牛屋さんから農家に堆肥買っていたものを、今そこに入れて、そして作ったときに、ものすごい評判が良くて、過去は売れなかったのだけでも、今足りないぐらい売れると、贅沢な話になってきているのに、それ以上もうこれでできませんなんていうことにならないし、ましてや壊れたときに、こういう状況の中で済ませれるわけでもないのですよ。

もうちょっと早く処置していただかなかったら。

ショベルでつくっているって言ったって、そんなものショベルでやれるのだったら、もっと場所あるのだからもっとほかのところでもショベルで、機械を回しながらとショベルでやるところと、2カ所でやるぐらいの気持ちでどンドンつくっていただかなかったら。

村はすぐ壊れたら修理費で出せるからいいのだらうけども。

でもこれは何かといたら、堆肥を処理することと、農家でいい堆肥を与えてもらうことが一つの目的だと思うのですよ。

その辺をしっかりとわきまえてやっていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今の北嶋議員の質問に対してなのですが、明確にちょっと答えられない部分もあるかと思えます。

なぜかと言いますと、もともと見込んでいた堆肥の量に対して、その生産する量、計画段階、あの施設ができ上がる計画段階の量と、現実問題、つくっていく上で生産できる量が自ずとそれよりも小さくなっていったと。

申し訳ないのですが、今の施設で、もし強引に量を増やせば何が起きるかという、堆肥の質が落ちてしまうということなのです。

当然、今、北嶋議員言われるように、堆肥の量はそれなりに確かにあるはずで、そこから入れているのが、今質問の中にもありましたけど、2軒から3軒ぐらいと。

それを今の質を維持しながら、それ以上の量を出すとするれば、当然、雨風を凌げる今と同じような施設の切り返しができるような施設を増設しなければならない。

そうなってくると、それに係る経費のことも、それが自動の攪拌機を入れるかどうかは別としても、それなりの金額が当然施設の整備にはかかることになりまして、もともとはあの施設、南工連さんからのでん粉の粕も入れて、道営事業として施設を整備してきたという計画もございます。

そのことがあるから堆肥ができないという言いわけのようなことはちょっと言えないわけなのですが、現実問題、でき上って来る堆肥が非常に、畑作農家さんに使える堆肥だというふうに言われていることはよく分かっております。

そういったことも含めて、今回、腐食対策ですとか、そういったことも全てにおいて行いながら、その延命措置をして、良質な堆肥をこれまで以上につくる努力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

なかなか増産の部分については、単純にはいできますというふうにはちょっと言えない部分ありますが、それは委託をしているところにも、今後、料金の値上げですとか、そういったものも検討しながら、良質な堆肥を今後もつくり続けていくという話も今出ておりますので、十分その辺は、村と受託、指定管理事業者とよく話し合っ、その辺の堆肥の生産を増やすことができるのかできないかも含めて、ちょっと話し合いを持ちたいなというふうには思っております。

明確な答弁にはちょっとなっていないかも知れませんが、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 十分気持ちは分かるのですが、今、ショベルでつくっていて、同じような品物をできるというのだから、もうちょっと違う方法があるのではないかと、いうことも言いたかったわけですよ。

さっきも言ったけども、もう少し農家から原料を仕入れるところ増やしてくださいよ。

そうしないと増量はできないのですよ、生産の。

そんなことも含めながら、これだけしかできないから終わってしまうでは困るので。

ここまで来てこんないい堆肥ができて足りないなんて贅沢な話なのだけでも、やっぱりそれに少しでも応えてもらうような形でいかないと。

この間ずっとこの話は続いて、ショベル壊れたらショベルすぐ買ってあげるし、屋根壊れたら屋根すぐ直してあげて、莫大な金かかっているわけですよ。

であるのだったら、もう少しいいものをつくって量を、いいものはできているのですけ

ども、量を増やすことを考えながら、その辺を考えていただかないと。

農家にせっきくこれだけ勧めていて、今7割ですよ当たるのは、7割しか当たっていないのですよ。

そんなことで、お互いにそんな話は分かっているつもりでいるけども、期待したいのですよ、いい堆肥ができているのだから。

そんなことを強く言っていきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 今のはご意見でよろしいですか。

それでは、先ほど、宮部議員からの。

氏家課長補佐。

○産業課課長補佐（氏家裕介君） 申し訳ありません。

先ほどの自衛防疫組合の関係ですけれども、村の補助につきましては、指導活動費ということで、獣医師への診療委託費が中心となっております。

以前は自衛防疫組合で獣医雇用していましたが、今は診療委託ということで、獣医師の方に委託している形を取っております。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

それでは、時間ちょっと1時間経過いたしましたので、休憩をしたいと思います。

3時20分まで休憩いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時20分

○議長（中井康雄君） それでは、お揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

質疑はございますか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは何点か伺います。

まず、13ページですけれども、ふるさと納税の関係です。

昨年から見ると、新聞にも2回掲載されましたけれども、村の努力があって、今回もまた補正ということですよ。

当初、4,500万円見ていたものが、補正で2億3,055万円を見て、現在、2億7,555万円の予算化した額ということで、今回、1億3,645万円ということで、4億1,000万円の予算を見たということですから、非常に画期的ですし、私としては、これ1年で終わることではないですから、今年が元年となって、これから増えていくことを期待をしている一人でございます。

それで、かかる歳出の方で、今回、7,895万円ほどの郵便料だとか、あるいはまた、返礼品の額とかと合わせて7,895万円を一般寄付金の方でつつうで見ているのですね。

特別寄付金については、寄付者の意向も含めて振り分けして、特別寄付金ということで、総体5,750万円ということで見ているという、こんな内容になるかと思いますが、合わせて特別寄付金が1億6,650万円、一般寄付金については、今申し上げた7,89

5万円を入れて2億4,350万円ということが予算で振り分けして見ているのかなというふうに思います。

合わせて4億1,000万円の額になると、こういうことでよろしいのかどうかと、あと、説明で何か11月19日現在でトータル2億5,000万円の寄付があったかという、そんな説明だったかなというふうに思うのですが、今日あたりも12月上旬になるわけですが、この集中されるのは12月辺りがまた結構寄付が多いというふうに思うのですが、現在の状態で2億5,000万円からどのぐらいの額のトータルになって、もし分かれば、なっているのかということと、4億1,000万円ということになると、かなりまた1億何がしのを期待しなければならないですが、その辺については、本当に可能かなというようなことも私も思いますので、その見通し等々について、併せて伺いたいなというふうに思います。

それと25ページのデイサービス車両購入助成補助金ということで158万8,000円ですか、何か説明を聞くと、ポロシリ福祉会の方で、何かほかの団体の補助が付いたので、村の方に補助金の要請があったというふうな、そんな説明していたというふうに思いますけれども、このデイサービス車、古いので更新をするのか、あるいはまた、新規に車両を求めるのか。

そこら辺の状況をお知らせいただきたいなというふうに思います。

それと、45ページの上札内交流館の管理委託ですが、説明によると、A重油の単価が上がったということと、何か課税業者となったので、その分も含めて92万6,000円という補正をしたということですが、その内訳が幾らと幾らになったのか、教えていただきたいというふうに思います。

とりあえず、以上です。

○議長（中井康雄君） 渡辺総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（渡辺大輔君） それでは、私の方からふるさと納税についてお答えいたします。

まず1点目の4億1,000万円の内訳ですが、特別基金の方で、1億6,650万円、そして一般寄付金で2億4,350万円となります。

それと現在の申し込み状況ですが、12月に入りまして、やはり年末たくさんの申し込みが来ておりまして、現在3億円、申し込みベースですが、3億円という状況になっております。

○議長（中井康雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 2点目の25ページのデイサービス車両購入助成補助金ですが、総務課長の説明でもありまして、競馬の馬主協会というところの助成金を受けました。

この助成金の上限額が210万円ということで、車両の購入額との差引額を村に補助していただきたいという要請を受けまして、その残額について、今回補正をさせていただいております。

残額というか差引額ですね。

それと、車両につきましては、1台専用車両があります。現在もあります。

それに加えて増台ということで、2台目の車両になります。

現状を言いますと、普通車両を使って送迎をしているということなので、1台に乗れる人数に限られるものですから、車自体、今、専用車含めて3台程度で運行しているのです

が、それを2台化にする。

併せて、対応する職員も3名だったのを2名にするというような形にできるということの増台になっております。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 上札内交流館の増額について、ご説明いたします。

まず、A重油の関係ですけれども、3円から5円の値上げがありまして、これにつきまして、約15万円程度。

そして、そのほかに係る金額につきまして、課税業者に伴い税の方になります。

フロンティア会議につきましては、この間委託してきまして、経費、重油等の値段が上がってきたことにより、課税業者になりまして、2年後から課税しなければならないという形になっていますので、その分を当初入っていなかったものですから、今回プラスして補正させていただきました。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） デイサービスの車両の関係ですけれども、そうすると、馬主協会から210万円来たということですから、車両自体の価格が360万円ということで、ポロシリ福祉会の自己負担額についてはないということ聞いていたのですけれども、そういう解釈でいいのかどうかお聞きをしたいというふうに思います。

それと、公共下水道事業会計の方です。

9ページの終末処理場処理施設交付金の配分額が減ったために、当初1億7,200万円が1億700万円になったという、こんな減額の理由だというふうに思うのですけれども、この一部工事が見送ったというやつについては、国の方から配分が減らされたからできないということなのですけれども、令和2年度に予定されるのかな。

その辺の状況をお知らせしていただきたいというふうに思います。

それとあと、簡易水道もそうですけれども、下水道事業法適用化委託ということで、かなりの額がほとんど入札によって、かなりのほとんどの額が減となったと、こういう説明ですけれども、ちょっとピンと来ないので。

何でこんなにほとんど減になったのかなということをお聞きしたいというふうに思います。

その点、お願いをいたします。

○議長（中井康雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） デイサービス車両の関係です。

デイサービスの委託につきましては、村の別枠の補助金ということで、委託ではなく補助金です。補助金ということで事業の方を村の方で助成していますけれども、実際、デイサービス使われるのが村民に限定したものであるということと、村としてもお願いしている手前があって、数回協議の方を重ねてまいりました。

残りの全額を補助するかどうかという協議はさせていただいております。

先ほど、議員言われましたとおり、金額は決定したのが10月中旬ぐらいです。

ディーラーの方と法人の方で契約を結びまして、368万7,000円という車両本体価格です。

これから210万円を差し引いた158万7,000何がしの予算を今回補助するものであります。

○議長（中井康雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） まず、下水道の方の部分についてご説明をします。

当初、1億7,200万円で工事3本をやることで予算を立てております。

その部分については、当然、社会資本の要望として挙げておりましたが、先ほど説明したように、配分額が下がって全部やることができなくなったということがまず1点なのですけども、実際三つの工事で17カ所の機械等の更新をする予定であったのですが、実は今回、いろいろ整理をして、その配分額に合わせるような形で、例えば、一つの工事の中に、5本入っていても2本ぐらいで収めるとか、そういうような調整をさせていただいて、実施については5カ所の更新ができた。

その5カ所の分につきましては、6,400万円、この部分しか今年度については工事ができなかったというのが、交付金のカットによる状況になってございます。

来年度に、その残りの12本更新の分については、当然やっていかなければなりませんので、次年度に繰り越すことになるのですが、これまたちょっと来年度のことは分からないのですけども、下水道、交付金についてはなかなか予算が付かないということで、この部分がまた全て解消できるかということなかなか難しいというふうに言われているところでございます。

もう1点が、水道と公共下水道の法適用化ということで、3年間で委託をかけ、4年目に企業会計の移行をするということで、現在委託を取り組んでいただいています。

1年目にある程度の計画を立て、2年目に固定資産等の洗い出しをして、3年目には条例改正等、4年目の企業会計に向けての取り組みになるのですけども、本来、3年間で委託をかけるのか、単年度ごとに委託をかけるのかという選択をした中で、単年度ごとに委託をかけていこうということで入札を行いました。

業者さんが入札したのは7.5%という本当に低額の入札額で入れておりますが、この原因については、私たちも確認しておりませんので、今後、残りの2年間の委託を含めて、中札内の公的な委託を担おうと思って安い金額を入れたのかどうかについては、私たちも承知をしているところではないのですが、業者さんの努力と言いましょか、そういうところで下げて入れてきたということだというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） そしたら終末処理場の残りの工事の分かな、いろいろ説明ありましたけども、私としては、来年度残りの分はそのまま移行した形で進められるのかなというような話を聞いていましたけども、何か説明によると、それも難しいという、いつになるか分からないという、そんな説明のように聞こえたのですけども、その辺はどうなのでしょうかね。

それとあと、デイサービスの車両購入の関係です。

これは村の事業ということでやむを得ないのかなというふうに思うのですけども、言いたいのは、やっぱりこういうデイサービス車の補助金の付き具合もあるのでしょうか、新規に入れるということになれば、村も当初から財源がない形で当初予算組んでいるわけですから、何でもかんでも補正に出せば付くのだということで依頼はされていないというふうに思うのですけども、やはり新車の分で増車をする、補助金が付いたから残りは村というそんな簡単なことでなくて、やっぱり今後、それらも含めて、当初予算に計上して年度内に購入をするという、そんな観点に立った形での補助交付というのかな、計上というか、そんな形でお願いしたいことだなというふうに思っております。

そしたら、その終末処理場の関係だけ、改めて教えてください。

○議長（中井康雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 下水道の更新にあたっては、ストックマネジメントというような形で、5年ごとに計画を立てて、その分を認定されて補助金がもらえるというような形になります。

今年度が5年目の最終年ということで、これまで計画していたものを全て今年度に乗せて要望を出しています。

もともと、毎年なかなか交付金が付かないということで、繰り延べしてきたものが、最終年に全て貯まってしまったということで、今回の1億7,200万円という部分については、5カ年計画の全ての更新のものであります。

ただし、来年からまた新たなストックマネジメントをつくって、5カ年間整備をしていかなければなりませんので、余った部分については、それを上乘せしながら要望していくということになります。

当然、5年前に計画を立てたものですから、古いものから順番に更新をしていかないとならないということで、多くの金額を補助要望はしていく予定はしておりますけども、これまで言ったとおりに、なかなか国の方の予算が足りないということで、要望額に対して50%前後ぐらいがこれまでの補助の配分額になっているという状況でございますので、先ほど言ったのは、挙げてはいくけども、これまでの国の補助の状況を見ると、全部ができるかどうか難しいというようなことでの話をさせていただきました。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ありませんか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 下水道の方でちょっと関連してお聞きしたいのですが、先ほど課長の説明の中で、今年度何本かの工事で6,400万円ほどの工事をしたという話があったのですが、村政執行状況報告資料のナンバー2の方の資料で、その6ページの番号でいきますと45番、46番、この二つの工事が落札されて、2件合わせて約6,400万円ぐらいでやっているのですが、その前のページの40番と41番、これ二つとも不落になっているのですが、工事概要見ると大体ほとんど同じなのですが、1回目の予定価格、約6,840何万なのなのですが、まずこれが同じ工事なのかどうか。

ちょっと工事名が変わってしまっていて分からないのですが、多分工事概要を見ると同じことになっているので、同じものなのかなと思うのですが、2回目の方がかえってトータルの金額でいくと下がっているのですよね。

ちょっと何かその辺がよく、通常、1回目不落札であれば、2回目若干上げなければ多分落ちないのではないのかなと思うのですが、その辺どうなのか。

また、違うものなのかどうか分からないのですが、その辺、少し説明いただきたいと思えます。

○議長（中井康雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） まず、5ページにあります40番と41番の工事、先ほど、今年度については、3本の工事で改修をしていきますということで当初予算を組んだという話をさせていただきました。

今言った40番と41番につきましては、そのうちの2本というふうに押さえていただきたいというふうに思います。

この部分は、その2本の部分を精査して発注をした工事ではありますが、不落札となり

ました。

不落の原因を調べたところ、ちょっと電気工事と設備工事を一緒にすることが、今回は入札がちょっと伴わないという状況になりまして、北海道や何かにもいろいろと相談をしたところ、電気は電気、設備は設備として、ばらしての発注にしたらどうかという提案も受けて、今回、不落を2回また続けるということにはなかなかならないので、ちょっと工事の形態を変えて、電気と施設ということで発注を変えましたので、工事名については、ちょっと6ページのもの5ページのものとは違うということになります。

内容については、全く同じものをやるのですが、実は、設備と電気を分けることによって、経費が変わってくるのですね。

工事の出し方として、設備と電気だとか、そういうものを一緒に何か工事という発注をした場合の経費よりも、たまたま機械と電気に分けたときの経費の部分が変わったということで、その部分が落ちたということで、今回については、2回目の入札については、当初の金額より下がったという、そういう理由になってございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

議案第79号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第79号、令和元年度中札内村一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議案第80号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第80号、令和元年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議案第81号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第81号、令和元年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議案第82号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第82号、令和元年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議案第83号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第83号、令和元年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了しました。

12月13日まで休会とし、本日はこれで散会します。

散会 午後 3時46分